

平成30年度 滝沢市環境年次報告書

—未来へのシグナル—



平成30年度環境美化絵画コンクール金賞

鵜飼小学校 4年 猿田 姫羅莉さん

滝沢市

鈴の音が心地よい環境のまち たきざわ

滝沢市は、県都盛岡市に隣接する地理的条件や昭和40年代以降の高度経済成長の波に乗って人口が増加し、それに伴って様々な基盤整備が行われてきました。一方で、日本百名山にも選定されている岩手山をはじめとする豊かな自然環境に恵まれ、今もなお貴重な自然環境が残されています。

市では、滝沢市環境基本条例（以下「条例」という。）を定めて、良好な環境を保全し創造していくために、住民、住民団体、事業者及び市が協働して環境に配慮したまちづくりを進めていくこととしています。近年では、同条例で規定する住民団体「たきざわ環境パートナー会議」が岩手県立大学との地域協働研究において希少動植物の保全活動に取り組んでいます。

このほか、市では、ごみの減量化・資源化を推進するため、平成30年3月改定「一般廃棄物処理基本計画」及び平成31年3月策定「ごみ減量化行動計画」に基づいて、市民・事業者・市が一体となって取り組んでいます。

なお、平成25年3月策定「第2次環境基本計画」の第3章第3節でも、「ごみの減量を推進し資源が循環するまち」としてごみの減量とリサイクルの推進を目指しているほか、「多様な自然との共生（第1節）」、「環境にやさしい産業の推進（第2節）」、「エネルギー自給率の向上と省エネルギーの推進（第4節）」、「安全で健康な生活（第5節）」、「環境教育・学習の推進（第6節）」を掲げて、推進しています。

この環境年次報告書は、第2次環境基本計画に基づいて平成30年度に実施した市の環境施策や事業について、たきざわ環境パートナー会議進行管理委員会の皆さんと協働で実施状況を把握し、検証・評価したものです。

この環境年次報告書が、良好な環境の保全と創造のためのチェックポイントとなることを望みます。

令和元年11月

滝沢市長 主濱 了

～ 表題「未来へのシグナル」について ～

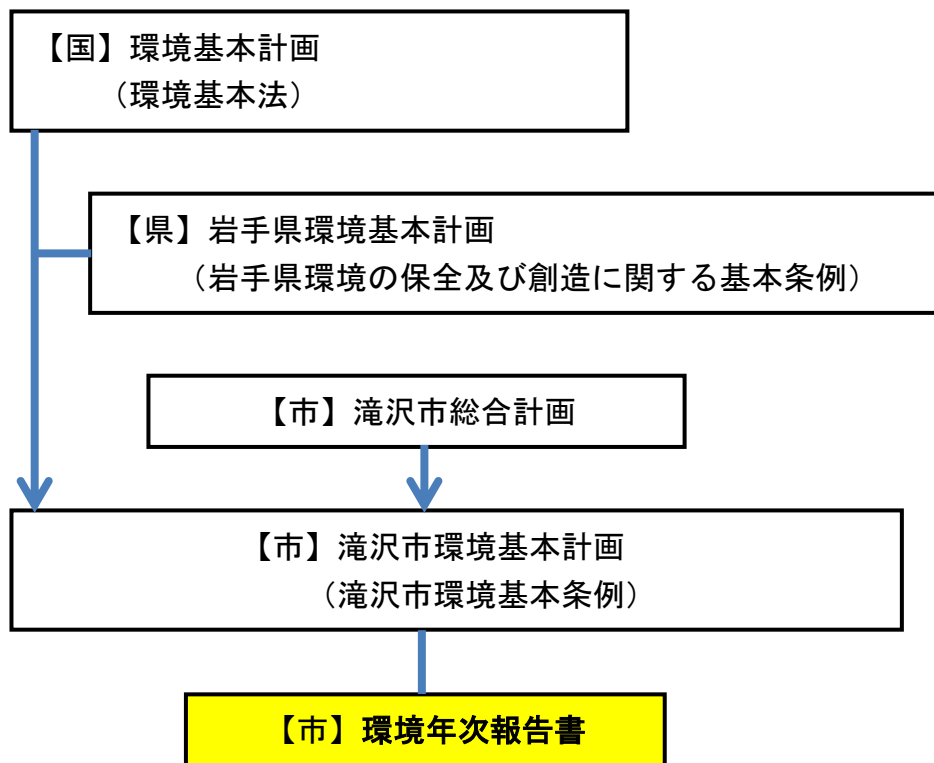
岩手山や鞍掛山など、滝沢市の自然を愛した宮沢賢治の作品のひとつに、「シグナルとシグナレス」という信号機の恋を綴った童話があります。本書の「シグナル」は、これに由来するものであり、指針・警鐘の意味を込めています。

■環境年次報告書とは

市では、滝沢市環境基本条例の基本理念である「良好な環境の保全と創造」の実現に向けて、滝沢市環境基本計画を策定しています。計画策定にあたっては、国及び県の環境基本計画との整合性並びに市の最上位計画である滝沢市総合計画の環境分野との整合性を図っています。

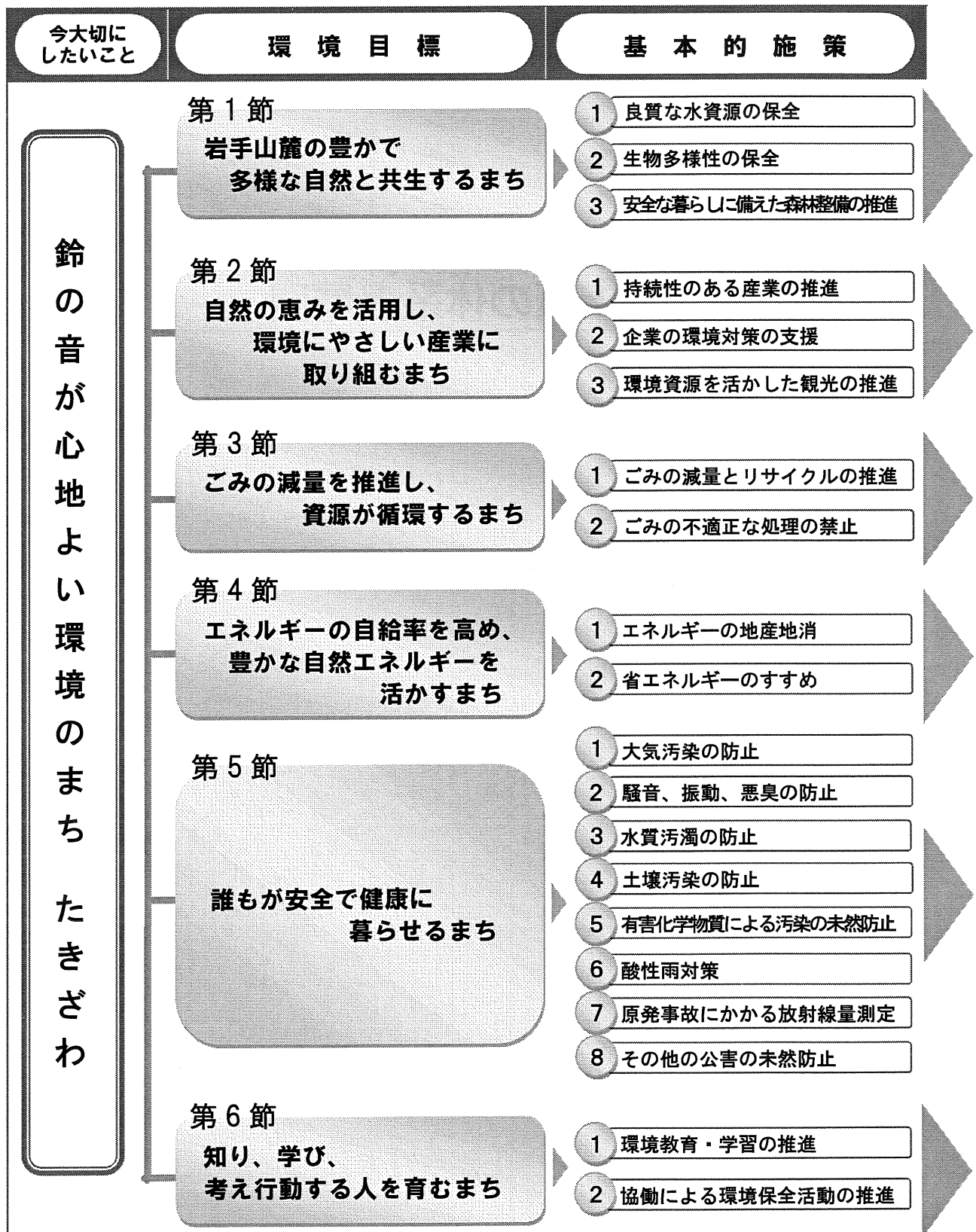
現在は、平成25年3月に策定した第2次環境基本計画（以下、「本計画」という。）（計画期間は、平成25年度から令和4年度までの10年間）により推進を図っており、本計画の第3章では、計画における環境目標、基本的施策、個別目標及び進行管理指標の施策の体系と展開を示しています。（p3～4参照）

環境年次報告書は、本計画の適正な進行管理を図るため、環境に関する施策や事業の実施状況などを把握し、その達成状況について評価することを目的として、毎年度作成しています。



第3章 施策の体系と展開

1. 施策の体系



個別目標	進行管理指標
岩手山の清らかな水を守り、下流、そして未来へ受け渡すまちを目指します。	●水生生物調査の実施
多様な動植物を育む地域の自然を活かします。	●自然環境調査の実施
「豊かな森」づくりに努めます。	●森林の維持保全 ●公共施設の緑地化 ●水源かん養保安林の保護 ●透水性舗装の敷設
生産者と消費者の交流促進をし、うるおいのあるまちづくりを目指します。 地場製品の消費拡大を行い、地元産業を振興させ、まちの発展を目指します。 有機堆肥を活用します。 大地と水を守り、持続性のある農業を目指し、まちの環境保全に努めます。	●グリーンツーリズムの推進 ●グリーンツーリズムインストラクターの養成 ●特産品開発への支援 ●家畜排泄物の有効利用 ●堆肥処理施設の維持管理指導 ●減農薬・有機栽培の推進 ●環境保全型農業の推進
企業は環境配慮に取り組み、まちの環境政策に寄与します。	●事業所への啓発、指導の推進
自然と調和する観光を推進します。	●岩手山麓工房フェスタ等への活動支援
ごみの減量と再利用、リサイクルを進めます。	●ごみ減量の推進 ●集団資源回収活動の推進 ●リサイクル率の向上
不法投棄、ごみの野外焼却のないまちを目指します。	●地域清掃活動の推進 ●ペットのフン害禁止の啓発 ●ごみの野外焼却の禁止啓発 ●不法投棄巡視員の配置
太陽光発電、小水力発電を推進します。 ペレットストーブ、太陽光エネルギーを活用します。	●再生可能エネルギー利用の推進啓発 ●ペレットストーブと太陽光エネルギーの活用推進啓発
各分野でのエネルギーの無駄を排除します。	●省エネルギーの啓発 ●公共交通機関の利用促進啓発 ●たきざわエコオフィス計画の推進
健康に生き続けるため、澄んだ空気を子孫に残す環境づくりを進めます。	●大気汚染に関する情報収集と公開
鳥のさえずり、虫の音、さわやかな香りが心地よく楽しめる環境づくりを進めます。	●騒音測定の実施
水浴びのできるきれいな水の保全と水質汚濁の防止に努めます。	●河川の水質調査の実施 ●公共下水道・合併処理浄化槽の整備促進
安全な生活環境や農作物への汚染を未然に防止し、安心して暮らせる環境づくりに努めます。	●土壌汚染に関する情報収集と公開
有害化学物質の情報提供と使用の抑制を図り、環境に負荷を与えないための学習を進めます。	●有害化学物質に関する情報収集と公開
酸性雨の原因と酸性雨がもたらす影響について理解を深めます。	●酸性雨に関する情報収集と公開
原発事故にかかる放射線量の測定や情報収集、公開に努めます。	●放射線量測定に関する情報収集と公開
予防原則に基づき、住民の命を守るため、電磁波、低周波、化学物質等の情報収集や医療用放射性廃棄物処理施設の監視を行い公開に努めます。	●電磁波・低周波に関する情報収集と公開 ●滝沢村ラジオメディカルセンター放射線監視委員会による監視 ●PRTR法に基づく届出状況に関する情報収集と公開 ●清掃センター関連施設調査
家庭、学校、職場、地域が連携し、子どもから高齢者まで、生涯を通じた環境教育、環境学習の場と機会の充実を図ります。	●環境学習の推進
環境ボランティアや地域リーダーを育成するとともに、ネットワークづくりを進め、住民、事業者、村の協働による環境保全活動を推進します。	●活動団体の支援

進行管理指標評価一覧

事業・・・前年度事業の継続、休止、廃止、新規の別
 達成状況（基準等との比較評価）・・・○＝目標達成、△＝目標一部達成、×＝目標未達成、―＝未実施事業

第1節 岩手山麓の豊かで多様な自然と共生するまち								
基本的施策	進行管理指標		事業	達成状況		コメント	担当課	頁
				H29	H30			
1	良質な水資源の保全	1	水生生物調査の実施	休止	― → ―	平成28年度以降は調査を休止しています。今後は、河川水質調査の継続実施により水質環境を把握していくほか、水生生物調査の再実施を検討していきます。	環境課	9
2	生物多様性の保全	1	自然環境調査の実施	継続	○ → ○	たきざわ環境パートナー会議及び市では、岩手県立大学と協働で木賊川遊水地予定地における希少種の保全及び外来種の駆除、自然環境調査等を実施しました。	環境課	12
3	安全な暮らしに備えた森林整備の推進	1	森林の維持保全	継続	○ → ○	市有林の整備に努めたほか、民有林の整備に対して補助金を交付しました。	農林課	14
		2	水源かん養保安林の保護	継続	○ → ○	市の水源かん養保安林は599ha指定されています。保全のため監視を行いました。	農林課	15
		3	公共施設等の緑化の取り組み	継続	○ → ○	1 花づくりをとおした地域コミュニティ活性化 市ホームページ「たきざわ花通り」で花壇づくりについて紹介しました。	地域づくり推進課	16
				継続	― → ―	2 新設道路への植栽 新設道路はなく、新たな植栽はありませんでした。	道路課	16
				継続	○ → ○	3 公園等植栽管理 公園利用者に快適な環境を提供するため、市内の公園等の植栽管理を行いました。	都市政策課	17
4	透水性舗装の敷設	継続	○ → ○	道路整備計画に基づき、歩道（2箇所1, 840m）に透水性舗装施工を行いました。	道路課	18		

第2節 自然の恵みを活用し、環境にやさしい産業に取り組むまち								
基本的施策	進行管理指標		事業	達成状況		コメント	担当課	頁
				H29	H30			
1	持続性のある産業の推進	1	グリーン・ツーリズムの推進	継続	○ → △	グリーン・ツーリズムについて、市ホームページなどを活用して情報発信し、農家と都市との交流を図りましたが、受入数は全体的に減少傾向となりました。今後は、新たな受入の対象と方法を検討していきます。	農林課	19
		2	グリーン・ツーリズム受け入れ農家の養成	継続	○ → ○	インストラクターの養成のため、グリーン・ツーリズム推進協議会等を通じて、受入農家との情報交換、交流会を実施しました。	農林課	20
		3	特産品開発への支援	継続	○ → ○	観光パンフレット掲載及びネット販売支援を行ったほか、クイックスイートやりんごに加え、酒米の特産品開発に努めました。	観光物産課	21
		4	家畜排泄物の有効利用	継続	○ → ○	堆肥利用の促進のため、特殊肥料販売許可業者及び特殊肥料生産業者25者について、管轄している県と情報を共有しました。	農林課	22
		5	堆肥処理施設の維持管理指導	継続	○ → ○	堆肥の管理方法について、2件の指導を行いました。指導後、各農家の堆肥の管理方法は改善されました。	農林課	22
		6	環境保全型農業の推進	継続	○ → ○	1 農業用廃プラスチック適正処理推進事業 農業用廃プラスチックを清掃センターで受け入れ、適正に処理しました。	農林課	23
継続	○ → ○			2 環境保全型農業直接支払交付金事業 有機農業の取り組みを推進するため、市内農業者3団体に交付金を交付しました。	農林課	24		
2	企業の環境対策の支援	1	事業所への啓発、指導の推進	継続	○ → ○	事業所の公害等について、事業者に対し、必要に応じて監視及び指導を行いました。	環境課	25
3	自然と調和した観光の推進	1	自然環境の保全活動	継続	○ → ○	春子谷地湿原の保全のため、自然保護指導員による巡視を行っているほか、岩手山では、道路に生息するオオハンゴンソウなどの外来種の駆除や、荒廃する登山道の修繕を行いました。	観光物産課	26

第3節 ごみの減量を推進し、資源が循環するまち							
基本的施策	進行管理指標	事業	達成状況		コメント	担当課	頁
			H29	H30			
1 ごみの減量とリサイクルの推進	1	ごみ減量の推進	継続	○ → △	1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は、近年、わずかながら減少傾向にあるものの、可燃ごみ排出量及び資源ごみ排出量は増加しており、令和4年度及び9年度の各目標値の達成に向けては、さらなるごみの減量化を推進していく必要があります。	環境課、滝沢・雫石環境組合	27
	2	集団資源回収活動の推進	継続	△ → △	回収量は昨年度より増加したものの、平成28年度から実施団体の奨励金の上限を設定したことにより、実施回数は減少傾向にあります。	滝沢・雫石環境組合	31
	3	リサイクル率の向上	継続	△ → △	リサイクル率は前年度と比較すると0.7%減少しました。一方で、ストックヤード設置に係る補助を拡大したことで8自治会10施設のストックヤードが設置され、集団資源回収活動の推進を図っています。	滝沢・雫石環境組合	32
2 ごみの不適正な処理の禁止	1	地域清掃活動の推進	継続	○ → ○	地域清掃活動の参加人数及び実施回数は年々減少傾向にありますが、春・秋の環境美化週間など、年間を通じて地域の清掃活動に取り組んでいます。	環境課	34
	2	ペットのフン害禁止の啓発	継続	○ → ○	犬の正しい飼育管理とモラル向上のため、フン害禁止の啓発用看板を設置したほか、犬の飼い方教室を開催しました。	環境課	35
	3	ごみの野外焼却の禁止啓発	継続	○ → ○	滝沢・雫石環境組合及び市ホームページに掲載しているほか、1件の個別指導を実施しました。	滝沢・雫石環境組合	36
	4	不法投棄巡視員の配置	継続	○ → ○	廃棄物対策巡視員による市内巡視を実施し、不法投棄廃棄物の監視を行っています。	滝沢・雫石環境組合	37

第4節 エネルギーの自給率を高め、豊かな自然エネルギーを活かすまち							
基本的施策	進行管理指標	事業	達成状況		コメント	担当課	頁
			H29	H30			
1 エネルギーの地産地消	1	エネルギーの地産地消の取り組み	継続	○ → ○	1 地球温暖化対策活動の推進及び啓発 広報紙への掲載により、周知啓発を図りました。このほか、各関連施策において、推進に向けた取り組みを実施しました。	環境課	38
			継続	○ → ○	2 木質バイオマスエネルギーと太陽光エネルギーの活用推進啓発 滝沢市役所庁舎、市内小中学校及び交流拠点複合施設で太陽光発電システム等が稼働しているほか、今後も再生可能エネルギーの活用を検討していきます。	環境課	39
2 省エネルギーのすすめ	1	省エネルギーの取り組み	継続	○ → ○	1 省エネルギーの啓発 広報紙への掲載により、周知啓発を図りました。	環境課	39
			継続	○ → △	2 公共交通機関の利用促進 市内4駅の駐輪場等の適正管理のほか、公共交通の利用促進に向けた取組を実施しましたが、取組実績、利用者数ともに前年を下回りました。今後は、各取組について見直しを行いながら継続して実施していきます。	都市政策課	40
			継続	○ → ○	3 たきざわエコオフィス計画の推進 市役所では一事業所として、二酸化炭素排出量の削減に取り組み、平成25年度実績比で、547kg-CO ₂ 削減しました。	環境課	41

第5節 誰もが安全で健康に暮らせるまち

基本的施策	進行管理指標	事業	達成状況		コメント	担当課	頁
			H29	H30			
1 大気汚染の防止	1 大気汚染に関する情報収集と公開	継続	○	→ △	県では測定を行い、調査結果を公表しています。光化学オキシダント（Ox）の値は、環境基準値を非達成となったものの、注意報発令には至りませんでした。また、微小粒子状物質（PM _{2.5} ）の値は、環境基準値を達成しました。	環境課	43
2 騒音、振動、悪臭の防止	1 騒音測定の実施	継続	△	→ △	1 一般道 測定を行った4地点のうち一部の地点で騒音に係る環境基準値が非達成だったものの、要請基準値を上回る地点はありませんでした。	環境課	44
		継続	○	→ ○	2 高速道 測定を行った4地点の全てで騒音に係る環境基準の値を達成しました。	環境課	46
		休止	—	→ —	3 新幹線 平成28年度以降の測定を休止しています。周辺状況に大きな変化があった場合などは、測定の再実施を検討することとします。	環境課	47
3 水質汚濁の防止	1 河川の水質調査の実施	継続	△	→ △	夏期調査においては、6河川9地点で大腸菌群数が環境基準値非達成となりました。冬期調査においては、2地点で大腸菌群数が環境基準値を達成しました。	環境課	49
	2 公共下水道・浄化槽の整備促進	継続	○	→ ○	汚水処理実施計画に基づき下水道整備及び浄化槽の普及促進をしています。平成30年度の汚水処理人口普及率は、86.8%となっています。	下水道課	54
4 土壌汚染の防止	1 土壌汚染に関する情報収集と公開	継続	○	→ ○	清掃センター付近における土壌のダイオキシン類濃度調査において、環境基準値を大幅に下回っています。	滝沢・雫石環境組合	56
5 有害化学物質による汚染の未然防止	1 有害化学物質に関する情報収集と公開	継続	○	→ ○	県では、被災地周辺等におけるアスベスト飛散の状況を把握するため、これまで大気環境中のアスベストの測定を実施してきました。今後も、国及び県並びに周辺状況等の情報収集に努めていきます。	環境課	57
6 酸性雨対策	1 酸性雨に関する情報収集と公開	継続	○	→ ○	県では測定を行い、調査結果を公表しています。pHの平均値は、盛岡市（調査地点）で5.13で、過去10年間の変動の範囲（4.75～5.21）内でした。	環境課	58
7 原発事故にかかる放射線量測定	1 放射線量測定に関する情報収集と公開	継続	○	→ ○	平成29年度まで放射線量測定を実施していましたが、全地点で放射性物質汚染基準値を下回っている又は不検出となっていることから、平成30年度から測定は実施せず、県等からの情報収集を行っています。	環境課	59
8 その他の公害の未然防止	1 電磁波・低周波に関する情報収集と公開	継続	○	→ ○	電波塔増設等に係る地元自治会との事前協議結果報告が10件（うち8件の変更分を含む。）ありました。低周波に関する相談、苦情等はありませんでした。	環境課	61
	2 滝沢市ラジオメディアカルセンター放射線監視委員会による監視	継続	○	→ ○	排気、排水、大気及び環境試料（土壌等）について測定し、放射線監視委員会において「自然環境への影響なし」として評価しています。	環境課	62
	3 P R T R法に基づく届出状況に関する情報収集と公開	継続	○	→ ○	県ではP R T R法に基づいて、有害性のある化学物質に関する化学物質排出移動量届出制度事務を継続実施しています。	環境課	62
	4 清掃センター関連施設調査	継続	○	→ ○	1 焼却施設及び最終処分場水質等調査 清掃センターでは大気調査、最終処分場では水質調査を実施しています。いずれの値も基準値を下回っています。	滝沢・雫石環境組合	64
休止		—	→ —	2 旧最終処分場水質等調査 平成28年度以降の調査を休止しています。周辺状況に大きな変化があった場合などは、調査の再実施を検討することとします。	環境課	67	

第6節 知り、学び、考え行動する人を育むまち

基本的施策	進行管理指標	事業	達成状況		コメント	担当課	頁
			H29	H30			
1 環境教育・学習の推進	1 環境学習の推進	継続	○	→ ○	1 総合学習の活用 市内小学校では「総合的な学習の時間」を活用し、地域の方を講師に迎えて農業体験や伝統文化学習など、各学校で環境教育を行いました。	学校教育指導課	68
		継続	○	→ △	2 出前講座 環境教育の出前講座は5講座あり、そのうち1講座に30人が参加しました。出前講座の実施件数は横ばいとなっており、既存の環境学習講座の周知を図るとともに、市民ニーズに対応したメニュー作成に努めています。	生涯学習スポーツ課	69
		継続	○	→ ○	3 地域課題解決講座 安比高原ブナの森ファミリー探検、サイエンス教室、ネイチャー教室を通じて環境学習を行いました。	生涯学習スポーツ課	71
		継続	○	→ ○	4 たきざわ環境パートナー会議の活動 自然観察会やリユース活動のほか、環境年次報告書の点検及び評価を市と協働して行いました。	環境課	72
		継続	○	→ ○	5 環境フォーラム 環境に対する意識高揚を図るため、開催しています。平成30年度は、「ごみを減らすためにできること」をテーマとして基調講演などを実施したほか、環境美化絵画コンクール及び優良ごみ集積所の表彰を行いました。	環境課	75
2 協働による環境保全活動の推進	1 活動団体の支援	継続	○	→ ○	1 地域づくり懇談会 地域づくり懇談会において、7地域で9つの環境関連事業が実施されました。市では、その取り組みに対し補助金を交付したほか、助言などの支援を行いました。	地域づくり推進課	76
		継続	○	→ ○	2 たきざわ環境パートナー会議の活動への支援 事務局運営、関係団体との調整及び活動の周知を図り、環境保全に向けた各プロジェクト活動に多くの市民等が参加するきっかけづくりの支援を行いました。	環境課	77

別添資料	1 環境課に寄せられた相談数	環境課	78
	2 空き家に関する対応状況	都市政策課	79

別添資料は、環境課に寄せられた相談数及び空き家に関する対応状況について掲載しています。
 平成30年度に環境課に寄せられた相談数（現地確認したもの）は、130件でした。最も多く寄せられた相談内容は、「草木・土地財産管理」に関する項目が47件、次いで「ごみ焼却・煙・悪臭」及び「犬猫・動物」に関する項目が各20件でした。
 また、空き家に関する対応状況については、平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことに伴い、市でも現地調査及び通知にて対応をしています。平成30年度は、前年度の現地調査結果等をもとに、適正に管理されていないと思われる空き家を中心に現地調査を行うとともに、問題があると判断した空き家に対して通知を行いました。

1-1 良質な水資源の保全

1-1-1 水生生物調査の実施(環境課) **休止事業**

(1) 事業内容、指標等

市における自然環境の実態を把握するため、特に水質環境に影響を受けやすい河川底生生物に着目して河川底生生物調査を実施します。

【調査地点】

No	地点名	場所
1	巢子川一本流	滝沢市巢子地内
2	巢子川一支流	滝沢市巢子地内

(2) 実施状況

これまでこの調査では、コドラート（方形枠）を用いた定量採集及び調査地点内の様々な場所で採集を行う定性採集の2つの調査方法により底生生物を採集し、採集した底生生物を室内で同定し、生物学的な水質判定法を用いて生物の生息環境の観点から河川環境を分析してきました。この調査は、巢子川の水質環境を把握するため、継続実施してきたものですが、下水道の普及（平成27年度で下水道工事が完了）に伴い、平成28年度以降の調査を休止しています。

【調査時期及び回数】

調査時期	回数
夏季調査	1
冬季調査	1

【調査内容】

調査内容		地点数	回数	検体数
河川底生生物	定量採集法	2	2	4
	定性採集法	2	2	4

(3) 評価及び今後の取り組み

今後は、河川水質調査を継続実施することにより水質環境を把握していきませんが、河川水質調査のみでは把握できない内容についても水生生物調査を実施することにより把握することができると考えられるため、環境教育に関する事業などとの連携も含めて、今後、河川底生生物調査の再実施を検討することとします。

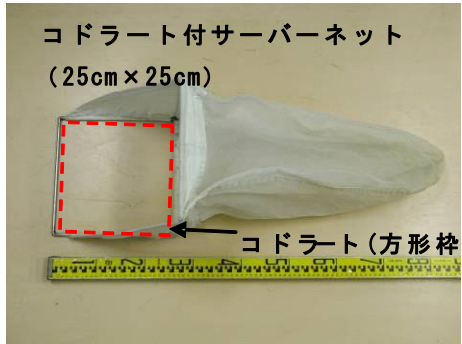



【河川底生生物調査地点】



【調査方法の概要（平成27年度調査）】

調査方法	実施目的	調査手法	数量
定量採集	底生生物の数を偏りなく把握する。	流れが速く干上がらない程度の水深の川底にコドラート（方形枠）付きのサーバーネットを設置し、コドラート内の川底にいる全ての底生生物を採集した。	1サンプル/ 地点×2季
定性採集	底生生物の生息種を偏りなく把握する。	河岸、抽水植物内、早瀬、淀み等様々な物理環境においてハンドネットを用いて底生生物を採集した（2人で1時間程度）。採集した底生生物は、1サンプルにまとめた。	1サンプル/ 地点×2季

【調査器材（平成27年度調査）】

調査方法	調査器材	調査状況
定量採集	 <p>コドラート付サーバーネット (25cm×25cm)</p> <p>コドラート(方形枠)</p>	
定性採集	 <p>ハンドネット</p>	

【生物学的水質判定法による水質判定結果（平成27年度調査）】

調査地点	季節	水質判定結果					
		水質階級 (PI 値)					
		H22	H23	H24	H25	H26	H27
巢子川 一本流	夏季	水質階級: I (1.14)	水質階級: I (1.23)	水質階級: I (1.21)	水質階級: I (1.24)	水質階級: I (1.11)	水質階級: I (1.33)
	冬季	水質階級: I (1.38)	水質階級: I (1.40)	水質階級: I (1.15)	水質階級: I (1.40)	水質階級: I (1.07)	水質階級: I (1.16)
巢子川 一支流	夏季	水質階級: II (1.67)	水質階級: II (1.67)	水質階級: II (1.60)	水質階級: I (1.15)	水質階級: II (2.00)	水質階級: I (1.33)
	冬季	水質階級: II (2.00)	水質階級: I (1.00)	水質階級: II (1.80)	水質階級: II (2.00)	水質階級: I (1.40)	水質階級: II (1.57)

備考 水質階級 I きれい (貧腐水性)
 II ややきたない (β-中腐水性)
 III かなりきたない (α-中腐水性)
 IV 極めてきたない (強腐水性)

1-2 生物多様性の保全

1-2-1 自然環境調査の実施（環境課）

（1）事業内容及び指標等

木賊川遊水地整備（岩手県事業）が進められている滝沢市穴口地区の木賊川周辺では、サクラソウ等の希少生物が多く確認されており、手段を講じてこれらの希少生物を保全することが求められています。また、これらの希少植物はオオハンゴンソウ（特定外来植物）の侵入・繁茂により生育環境が脅かされています。

たきざわ環境パートナー会議では、平成27年度より木賊川遊水地における調査プロジェクトを全体事業として取り組むことにしました。平成28年度からは、岩手県立大学との間で締結した「地域協働研究に係る協定書」の下で共同研究を継続しています。（平成30年度～令和元年度の研究課題名：木賊川遊水地における希少生物緊急保全対策と河川環境再生の実施）

この共同研究では、希少生物の分布状況を把握する基礎調査を踏まえて、当該遊水地の諸事情に合わせた適切でかつ現実的な保全方策を検討しています。

このほか、たきざわ環境パートナー会議では、「ホテル探検隊プロジェクト」及び「いきもの探偵隊プロジェクト」で自然環境調査活動を実施しています。

（2）実施状況

たきざわ環境パートナー会議が取り組んだ「木賊川遊水地調査プロジェクト」では、自然環境調査活動を年度当初の計画通り19回実施し、参加人数は述べ342人でした。また、岩手県立大学との地域協働研究で取り組んだ調査内容は、以下のとおりです。

- 1) サクラソウ・ルリソウの分布状況
- 2) サクラソウの系統保存方法とその実践
- 3) 湿地植物の埋土種子からの再生実験
- 4) オオハンゴンソウ（特定外来植物）の分布状況及び駆除方法の実験的検討
- 5) 生態系に基づく昆虫類の保護対策
- 6) 河川水質等の観点からみた希少水生生物の移植候補地の抽出
- 7) 巢子川の魚類相の解明
- 8) 希少植物（特に湿地植物等）の移植適地の検討

このほか、たきざわ環境パートナー会議が取り組んだ自然環境調査活動の実施内容はp73～74に内容を掲載しています。

（3）評価と今後の取り組み

木賊川遊水地において、希少植物及びその生育を阻害する特定外来植物に関する詳細な分布状況を明らかにすることができました。希少植物の移植（自生地内・外での系統保存）の経過観察や、撒き出し法による埋土種子の再生実験は、保全方策を確立する上で貴重な知見を与えてくれました。また、特定外来植物の駆除実験では、在来

植物の分布状況も考慮して、除草剤散布と抜き取りを適宜使い分けることが提案されました。このほか、菓子川が希少水生生物の移植適地となり得るかについて、詳細な水質調査に基づいて検討した結果、水質的に問題のあることが判明し、菓子川における魚類採捕調査では、上流域に生息する魚類数が異常に少ないことが示されました。

今後の取り組みとして、希少植物の移植や埋土種子の撒き出しの場としてビオトープ創出を検討するほか、菓子川の水質悪化の原因を解明し、その改善策を検討します。

～ メモ ～

●サクラソウ

日本を代表する野草で、昔は里山の岸边や湿地などに普通に自生していました。しかし、河川工事や農地改良などで減少し準絶滅危惧種に指定されています。現在、九州の阿蘇、長野県の軽井沢、北海道の日高と並び、サクラソウが多く自生しているのが滝沢市にある岩手山の裾野となっていますが、都市化が進む滝沢市では自生地が減少しています。

●オオハンゴンソウ

北アメリカ原産の外来種です。明治時代中期に観賞用として導入されたものが全国（特に北海道・東北地方）に広がっています。キク科の多年草で高さ1～3mに成長し、とても繁殖力が強いため、外来生物法で特定外来生物に指定されています。滝沢市には川沿いや湿地周辺などに猛烈に侵入しており、在来種を駆逐する勢いで早急な駆除が必要です。



サクラソウ



オオハンゴンソウ

1-3 安全な暮らしに備えた森林整備の推進

1-3-1 森林の維持保全（農林課）

（1）事業内容及び指標等

森林の基本的機能は、水源かん養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化、木材等生産の各機能であり、それらの機能を維持保全するために、造林、間伐、下刈、除伐等の施業を実施します。

森林の各機能を高度に発揮させるため、育成単層林における保育・間伐の推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の的確な保全・管理等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備を図ることとします。

（2）実施状況

【民有林・市有林の施業状況】

（単位：ha）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
造林面積	1.18	4.17	3.39	2.13	12.92	10.74	7.42
間伐面積	20.21	12.34	16.58	40.92	9.16	0.00	1.93
下刈面積	8.19	7.69	16.08	7.75	8.02	43.65	55.48
除伐面積	4.92	17.98	2.86	0.00	0.00	0.00	0.00
施業面積計	34.5	42.18	38.91	50.80	30.10	54.39	64.85

【民有林森林保全整備補助金交付実績】

（単位：ha、千円）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
施業面積	20.40	22.20	19.14	15.44	20.80	54.39	77.70
補助金額	607	1,249	1,563	947	1,237	1,553	1,560

（3）評価と今後の取り組み

利用可能な林齢に達した森林が増加していることに加えて、木材等林産物の再生可能資源としての重要性を見直す機運も高まりつつあり、苗木の成長を促す下刈り作業が積極的に実施されています。この林業振興の高まりと併せて森林に期待される各機能の高度発揮の重要性を広く一般に啓発し、あらゆる人の理解を得ていくことが重要であると考えます。

1-3-2 水源かん養保安林の保護（農林課）

（1）実施内容及び指標等

水源かん養保安林は、水源地域の森林を保護する目的で森林法によって指定されます。機能としては、その流域に降った雨を蓄え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や渇水を緩和する働きがあります。また、きれいで美味しい水を育む効果もあります。

滝沢市内では、水源かん養保安林が599ha指定されており、保安林の保護のため監視を行っています。

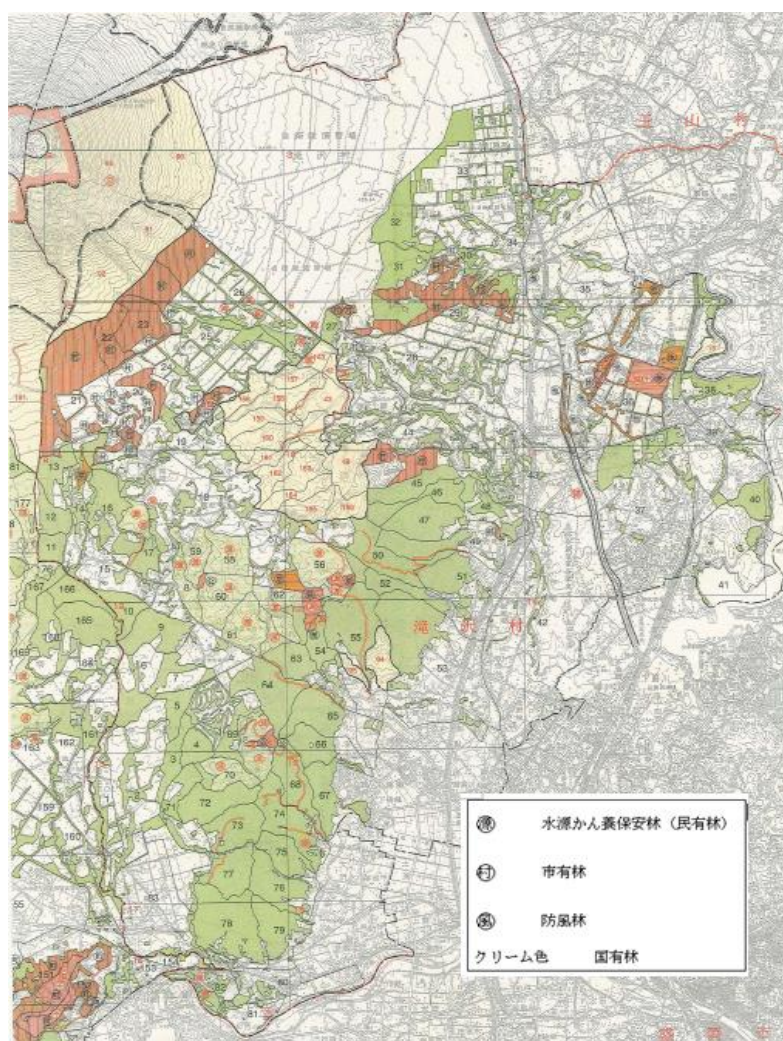
（2）実施状況

森林病虫害等の駆除を2回実施することにより、保安林の機能維持が図られました。

（3）評価と今後の取り組み

今後も保安林の機能維持のほか、災害防止の観点からも保安林保護の監視を継続していきます。

【水源かん養保安林図】



1-3-3 公共施設等の緑化の取り組み

1 花づくりをととした地域コミュニティ活性化（地域づくり推進課）

（1）事業内容及び指標等

環境美化意識や自然を愛する感性を育むとともに、花づくりをととした地域コミュニティの活性化を図るため、公共施設等で継続して花壇整備等に取り組んでいる各種団体・学校等の取組を市ホームページで「たきざわ花通り」として紹介します。

（2）実施状況

滝沢市ホームページ「たきざわ花通り」における掲載数

・幼稚園・保育園	8箇所
・小中学校	12箇所
・自治会・地域団体など	30箇所
・個人宅	1箇所
合 計	51箇所



たきざわ花通りの事例

（3）評価と今後の取り組み

個人の方も含め、取り組みを紹介しました。

今後も、ホームページを活用しての紹介を継続していきます。

滝沢市ホームページ「たきざわ花通り」

http://www.city.takizawa.iwate.jp/hana_dori

2 新設道路への植栽（道路課）

（1）事業内容及び指標等

道路交通機能の確保を前提にしつつ、美しい景観形成、道路利用者の快適性の確保等を目的として、新設道路への植栽を行います。

（2）実施状況

平成30年度の植栽工事はありませんでした。

（3）評価と今後の取り組み

道路管理の面で、枝葉の伐採や害虫の防除の要望が多いことに加え、交通安全の面や維持管理の面からも道路への植栽の在り方が見直されてきています。今後、この事業実施については、公共施設等の緑化に向けた取り組みの観点のほかにも幅広い検討が求められています。

3 公園等植栽管理（都市政策課）

（1）事業内容及び指標等

公園利用者に快適な環境を提供するため、植栽等の管理を行っています。

- ・ 指定管理や委託により、剪定・施肥、薬剤防除・除草等を実施している箇所
…滝沢総合公園、盛岡西リサーチパーク公園、小諸葛川せせらぎ散策路
- ・ 要望や状況に応じて剪定・伐採、薬剤防除等を実施している箇所
…市内一般公園、緑地
- ・ 市民参加による植栽管理を実施している箇所
…滝沢総合公園体育施設周辺・ふれあいの森

（2）実施状況

業者委託分については、契約のとおり履行されており、適切な管理を実施することができています。また、滝沢総合公園は指定管理と併せて、地域住民の協力による住民参加型の管理を実施することができました。

（3）評価と今後の取り組み

滝沢総合公園においては、市民をはじめとする多くの来園者に、快適な公園環境を提供することができました。

今後も市内公園の快適な環境を推進するため、引き続き、自治会などと協働し、公園等植栽管理について市民とともに取り組んでいきます。



滝沢総合公園の管理の様子

1-3-4 透水性舗装の敷設（道路課）

（1）事業内容及び指標等

事業名 社会資本整備総合交付金事業ほか
 場 所 滝沢市菓子地内（菓子野沢線）ほか1箇所
 内 容 歩道（延べ1,840m）

（2）実施状況

道路整備計画に基づき、市街化区域、児童通学路について透水性舗装施工を実施しています。

【透水性舗装施工実績】

（単位：m）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
施工延長	1,300	316	305	480	1,080	157	1,840

※両側設置箇所については延べ延長を記載

（3）評価と今後の取り組み

平成30年度は、繰越事業の完成により施工延長が増加しました。

従来の構造では、降雨時に歩道舗装面の雨水が側溝を通り河川へ流出していましたが、透水性舗装としたことにより地下に浸透し、自然に近い状況となること及び騒音の低減も図られることから、今後も適切な施工に努めていきます。

～ メモ ～

●透水性舗装とは？

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法。地下水のかん養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため、主に、都市部の歩道に利用されることが多いです。

また、コンクリート舗装に比べて太陽熱の蓄積をより緩和できるため、ヒートアイランド現象の抑制の効果や騒音の低減効果もあります。

2-1 持続性のある産業の推進

2-1-1 グリーン・ツーリズムの推進（農林課）

（1）事業内容及び指標等

市では、岩手県グリーン・ツーリズム推進協議会に加入し、市内の農林業体験民宿、体験交流施設、グリーン・ツーリズム体験インストラクター等に対して、情報の提供を行います。

また、市のホームページにおいて、グリーン・ツーリズム体験施設のリスト、案内図を掲載し、市内外にPRを実施します。

地域資源を生かしたグリーン・ツーリズムをとおして、市の農業に対する住民の理解を深めること、また、都市との交流を進めることが目標です。

（2）実施状況

グリーン・ツーリズムの実施状況については、以下のとおりです。

【グリーン・ツーリズムに関する取組状況】

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
グリーン・ツーリズム 関連施設	農家民宿	1 軒 164 人	1 軒 5 人	1 軒 11 人	1 軒 0 人	1 軒 13 人	1 軒 13 人	1 軒 0 人	1 軒 0 人
	観光農園	2 軒 640 人	2 軒 1,100 人	2 軒 2,000 人	2 軒 1,002 人	2 軒 67 人	2 軒 46 人	2 軒 0 人	1 軒 0 人
	農家 レストラン	1 軒 955 人	1 軒 505 人	1 軒 530 人	1 軒 350 人	1 軒 36 人	1 軒 225 人	1 軒 645 人	1 軒 200 人
	農 林 業 体験施設	1 軒 35 人	1 軒 0 人	1 軒 1 人	1 軒 11 人	1 軒 115 人	1 軒 129 人	1 軒 88 人	1 軒 44 人
	小計	5 軒 1,794 人	5 軒 1,610 人	5 軒 2,542 人	5 軒 1,363 人	5 軒 231 人	5 軒 413 人	5 軒 733 人	4 軒 244 人
市協議会受入れ		240 人	144 人	149 人	120 人	165 人	154 人	140 人	144 名
利用者数（合計）		2,034 人	1,754 人	2,691 人	1,483 人	396 人	567 人	873 人	388 人
HP 掲載件数		4 件	3 件	3 件	2 件	3 件	3 件	3 件	3 件

（3）評価と今後の取り組み

実施状況は全体的に減少傾向となったものの、グリーン・ツーリズムは、農家と都市との交流及び地域の活性化を図る上で有効な取り組みです。今後は誘客促進について、受け入れ農家との話し合いを実施するとともに市のホームページや関係団体のホームページを積極的に活用し、地域からの発信を高め、グリーン・ツーリズムの推進をより一層図ります。また、県内外の企業が農業体験を初任者研修とする事例が増えてきていることから、今後の新たな受入れ対象として検討していくとともに、受入れ方法を吟味していくこととします。

～ メモ ～

●グリーン・ツーリズムとは？

山林や農漁村の暮らしを体験したり、交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことで、ヨーロッパで生まれ広まりました。

それぞれの地域の特性を活かした取り組みが、各地で進められています。

**2-1-2 グリーン・ツーリズム受け入れ農家の養成(農林課)****(1) 事業内容及び指標等**

地域の資源を有効に活かし、農林業体験等を通じて、都市部の人たちとの交流を推進するため、グリーン・ツーリズム推進協議会会員を対象とした研修や県内の情報交換の参加を支援し、受け入れ農家の更なる内容の充実を図ります。

(2) 実施状況

平成30年度はグリーン・ツーリズム推進協議会において情報交換会の実施や近隣市町における協議会の研修会に参加しました。

(3) 評価と今後の取り組み

グリーン・ツーリズム受け入れ農家や可能な農家や飲食店、研修施設で構成される滝沢市グリーン・ツーリズム推進協議会の会員は現在18戸です。年々家庭の事情や、高齢化により会員数が減少傾向にあります。事務局としては、会員の負荷をしっかりと理解した上で受け入れを行うとともに、今後の新規受け入れ会員の獲得に向け、認定農業者や若手農業者を対象に情報提供を行っていく必要があります。

また、継続して受け入れを行っていただいている農家については、グリーン・ツーリズムの中心的担い手として、今後も研修会や情報交換会・交流会開催の支援を行い、広域市町村と連携したグリーン・ツーリズムを提供できるよう、基盤づくりを図っていきます。

2-1-3 特産品開発への支援（観光物産課）

（1）事業内容及び指標等

岩手山麓に広がる肥沃な土壌、清らかな水、澄んだ空気、美しい自然風景など、都市化の一方で、未だ手つかずの豊かな自然が保全された地域であり、人と自然がバランス良く共存・共生しています。特産品である岩魚や農産物は、健全な自然環境の育む恵みとして環境保全の状況をアピールする自然資源のひとつであり、観光パンフレットを作成しPRを図ります。

（2）実施状況

市の観光パンフレットには、清流のイメージの代表である岩魚や自然の恵みであるスイカ、リンゴなどの農作物や特産品を掲載し、PRに努めています。また、滝沢市観光協会が運営するネットショップ「チャグまるしえ滝沢」では、特産品のPRや販売を実施しました。

加工品としては、芋焼酎「馬芋ん」、りんごワイン「Pomme（ポム）」に加え、「Pomme（ポム）スパークリング」、日本酒「鞍掛山」等の特産品の販売とPRに努めました。

（3）評価と今後の取り組み

ホームページやSNSにより市の特産品や関連施設のPRに努めるほか、特産品開発に対して支援を行っていきます。



2-1-4 家畜排泄物の有効利用（農林課）

（1）事業内容及び指標等

堆肥利用の促進については、畜産・酪農家のほとんどが農地還元し肥料要素分などとして有効に利用しています。還元量を上回る堆肥を生産する畜産・酪農家については「肥料取締法による特殊肥料の届出」に基づき市内外の耕種農家や家庭菜園向けなどに供給し、有効に利用しています。

（2）実施状況

特殊肥料販売許可業者3者、特殊肥料生産業者25者について、管轄している岩手県と情報を共有しました。

※特殊肥料・・・農林水産大臣が指定する肥料であって（魚かす、骨、肉かす、米ぬか、くず植物油かす、動物の排泄物、たい肥等）、有効成分について規定がないもの。

（3）評価と今後の取り組み

引き続き、岩手県と情報を共有し、適正な家畜排泄物処理及び有効利用のため適切な指導を行っていきます。

2-1-5 堆肥処理施設の維持管理指導（農林課）

（1）事業内容及び指標等

市内における畜産農家が所有する堆肥処理施設について、適正な維持管理がされるよう指導を行っていきます。

（2）実施状況

堆肥の管理方法について、2件の指導を行いました。指導後、各農家の堆肥の管理方法は改善されました。

（3）評価と今後の取り組み

堆肥処理施設の維持管理の指導を行ったことにより、河川の汚濁防止や周囲への悪臭の軽減が図られました。今後も、各農家が適正に維持管理が行えるよう指導を行っていきます。

2-1-6 環境保全型農業の推進（農林課）

1 農業用廃プラスチック適正処理推進事業

(1) 事業内容及び指標等

農業用廃プラスチックは、産業廃棄物として取り扱われ、農業者が自らの責任において適性に処理することが法律で義務付けられていますが、一般的に農業者は他産業と比較して零細であり、さらには個々の排出量が少ない上、その発生場所が広く分散していることから、農業者個々の努力のみでは適正処理が困難な状況にありました。そこで、平成11年度に関係機関で組織する「滝沢村農業用廃プラスチック適正処理推進協議会」を組織し、環境に配慮したリサイクル処理を原則とし、適正に回収処理を実施してきましたが、農家の利便性を考慮し、平成17年10月から清掃センターでの受け入れを行うことになったため、これを機に協議会は解散しました。

市では、農業者が農業用廃プラスチックを清掃センターへ持ち込む際に必要となる専用のマグネットシート（産業廃棄物を運搬する車両表示）の貸し出しを行っています。（JA新しいわてでは、組合員を対象に貸し出しを行っています。）

市内農家から排出される農業用廃プラスチックの適正処理を図り、農村環境の保全と産業廃棄物の適正処理を図ることを目標にしています。

(2) 実施状況

農業用廃プラスチックの処理状況については、以下のとおりです。

【農業用廃プラスチックの処理状況】

(単位：kg)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
塩化ビニール系	1,810	1,610	1,190	320	323	1,210	200
ポリエチレン系	72,260	67,000	69,390	92,990	67,260	88,040	90,900
農薬ビン	—	—	—	—	—	—	—
計	74,070	68,610	70,580	93,310	68,080	89,300	91,100

(3) 評価と今後の取り組み

市内農業者の使用状況により農業用廃プラスチックの処理量は毎年増減していますが、その中でも適正処理が図られており、結果として清掃センターでの処理は、農家にとって利便性が高まりました。

今後においても、農業用廃プラスチックの適正な処理方法について、農業者に周知していきます。

2 環境保全型農業直接支払交付金事業（農林課）

（1）事業内容及び指標等

新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、地球温暖化防止及び生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図るため、農業者又は農業者の組織する任意団体や法人が地球温暖化防止を目的とした農地土壌への炭素貯留に効果の高い営農活動や生物多様性保全に効果の高い営農活動を取り組む場合に交付金を交付することで支援を行います。

（2）実施状況

市では平成23年度から本事業を実施しており、現在では市内農業者3団体が、本交付金を活用しながら有機農業の取り組み（主作物について、化学肥料及び農薬を使用しない取組）を実施しています。

【環境保全型農業直接支払交付金事業実施状況】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
交付金交付対象件数	1件	1件	2件	2件	2件	2件	3件
交付金交付対象面積	693a	774a	824a	328a	328a	379a	403a

（3）評価と今後の取り組み

平成30年度については、1経営体増により、該当耕作地が増えています。環境に優しい農業を目指す団体が実施しやすい事業を目指し、県と協力しながら支援していく必要があります。

今後も、国及び県による政策指導のもと、本事業による意欲ある農業者への継続的支援体制を継続し、農業の持続的発展に寄与する環境保全型農業の普及拡大及び農村が持つ多面的機能の健全な発揮を目指していきます。

～ メモ ～

●環境保全型農業直接支払交付金の取組内容

- ・カバークロップの作付け
- ・炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用
- ・有機農業
- ・夏季の水田内ビオトープ（生き物緩衝地帯）の設置
- ・メダカ等魚類を保護する管理
- ・草生栽培
- ・冬季たん水管理

2-2 企業の環境対策の支援

2-2-1 事業所への啓発、指導の推進（環境課）

（1）事業内容、指標等

市では、市内で大気汚染、水質汚濁、悪臭等に関する事業所の公害及び苦情が生じた場合は、必要に応じて監視及び指導を行います。また、大気汚染、水質汚濁、悪臭等が予想される事業者と公害防止協定を結び、公害発生 of 未然防止に努めています。

（2）実施状況

平成30年度には、漏水事故に伴う立入調査を1件実施しました。事業所の公害及び苦情が生じた場合のほか、公害防止協定に基づいて事業者に対し立ち入り調査を行っています。このほか、公害防止協定や覚書に基づかない場合であっても、排水や土壌等に係る自主計測による報告書の提出があった際には、各法に基づいて基準値内であるか確認しています。

【公害防止協定締結数並びに公害防止協定に基づく立入検査及び定期報告件数】

		H28	H29	H30
公害防止協定締結数（累計）		22 件	23 件	24 件
公害防止協定に基づく	立入調査	1 件	1 件	2 件
	定期報告	3 件	3 件	3 件

また、市内企業に対して、たきざわ環境パートナー会議への参加を呼びかけ、その活動を通して環境対策の啓発を行っています。（なお、たきざわ環境パートナー会議とは、滝沢市環境基本条例第33条第1項の規定により設置されている組織です。）

（3）評価及び今後の取り組み

平成30年度の漏水事故1件については、事故処理完了まで随時経過報告を求めました。今後も事業所から事故や基準値以上の報告等が提出された場合は、速やかに現地を確認し、必要に応じて指導を行い、公害等の防止に努めていきます。

2-3 自然と調和した観光の推進

2-3-1 自然環境の保全活動（観光物産課）

（1）事業内容及び指標等

市の観光には、岩手山や鞍掛山、春子谷地湿原などの自然資源、伝統行事のチャグチャグ馬コや山麓工房群などの文化的資源、この他農産物など多くの環境資源があります。特にも自然資源は、観光客が多く訪れることにより荒廃する傾向にありますので、資源を守り育てることで地域の活性化につなげていきます。

（2）実施状況

春子谷地湿原の保全のため、自然保護指導員を設置し巡視を行いました。岩手山では、道路周辺に繁茂するオオハンゴンソウなどの外来種の駆除や、荒廃する登山道の修繕を行いました。たきざわ自然情報センターでは、岩手山や鞍掛山の自然資源の情報提供を行い、登山者のサポートを行いました。

（3）評価と今後の取り組み

自然による風化や多くの観光客が利用することにより荒廃する岩手山や鞍掛山登山道の修繕と環境整備を実施して、自然環境が保全されました。今後も登山道の修繕を実施するとともに、春子谷地湿原や岩手山麓に侵入が懸念されている特定外来種の駆除を実施し、在来種の保護を行い、市の豊かな観光資源を守り育て、地域の活性化を図っていきます。

3-1 ごみの減量とリサイクルの推進

3-1-1 ごみ減量の推進（環境課、滝沢・雫石環境組合）

（1）事業内容及び指標等

ごみの出ないライフスタイルへ転換していくためには、住民・事業者・市がそれぞれの役割を自覚し、自発的に取り組むとともに、お互いに連携しながらごみ減量を進めていくことが必要です。市では、平成30年度に策定したごみ減量化行動計画に基づいて、ごみの減量化を推進していきます。

（2）実施状況

ごみ減量化行動計画の目標項目、実績及び目標数値は、以下のとおりです。

【ごみ減量化行動計画の目標項目及び実績】

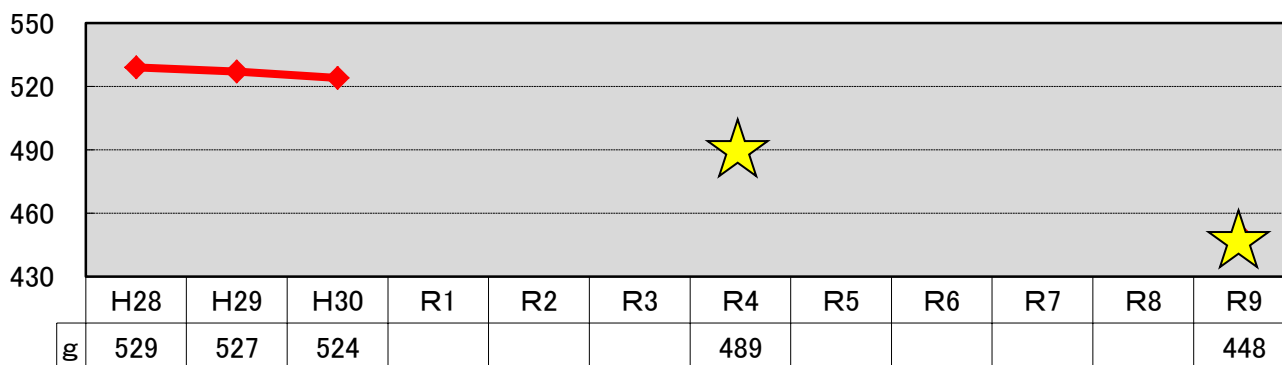
	H28	H29	H30
① 家庭系ごみ排出量（g／人・日）	529	527	524
② 可燃ごみ排出量（t）	15,253	15,178	15,296
③ 資源ごみ排出量（t）	2,063	2,029	2,055
④ リサイクル率（％）	24.8	27.0	26.4
参考 資源ごみ排出量（g／人・日）	97	94	94

※家庭系ごみ排出量は、可燃ごみ（直接搬入分）・資源ごみ・集団資源回収分を除く。

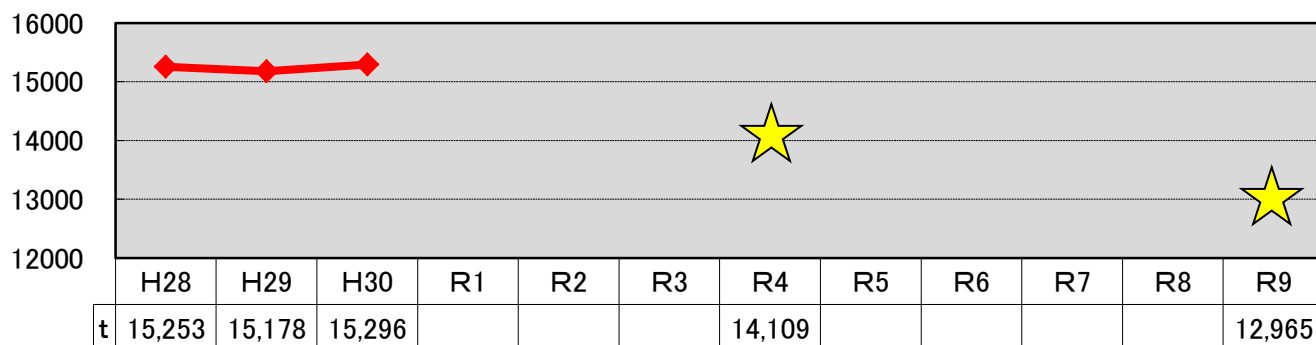
※リサイクル率は、集団資源回収分を含む。

以下、各グラフの「R4（令和4年度）」及び「R9（令和9年度）」の値は、目標数値を記載しています。

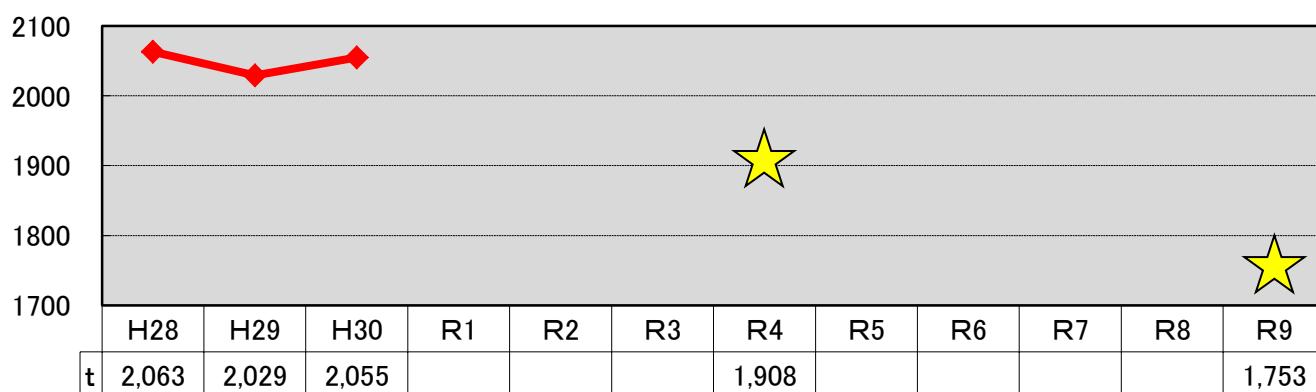
【① 家庭系ごみ排出量の実績及び目標数値】



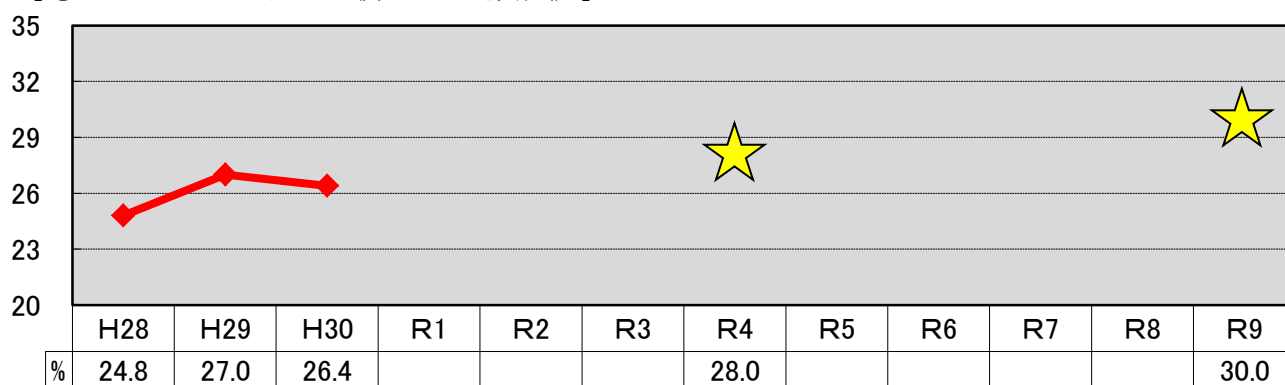
【② 可燃ごみ排出量の実績及び目標数値】



【③ 資源ごみ排出量の実績及び目標数値】



【④ リサイクル率の実績及び目標数値】



【市民1人当たりごみ処理経費】

	H28	H29	H30
運営事業費（千円）	860,044	905,280	903,028
全体処理量（t）	23,575	23,074	23,701
うち、滝沢市の家庭系ごみ割合（%）	66.7	64.7	64.9
9月末時点の住民基本台帳人口（人）	55,174	55,164	55,211
市民1人当たりごみ処理経費（円）	10,397	10,617	10,615

※施設延命化にかかる長期計画に基づいて、平成24年度から（延命化のための）整備工事を行っているため事業費が増えています。

このほか、市では、平成31年1月に小売業者等、市民団体等、市の三者で「滝沢市における容器包装廃棄物削減への取組に関する協定書」を締結し、容器包装廃棄物の削減について協働して取り組んでいくこととしています。

(3) 評価と今後の取り組み

1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は、近年、わずかながら減少傾向にあるものの、可燃ごみ排出量及び資源ごみ排出量は増加しており、令和4年度及び9年度の各目標値の達成に向けては、さらなるごみの減量化を推進していく必要があります。

現在は、「一般廃棄物処理基本計画（平成30年3月改定）」及び「ごみ減量化行動計画（平成31年3月策定）」に基づき取り組んでいきますが、今後は、ごみを取り巻く情勢の変化や令和11年度から盛岡広域8市町によるごみの共同処理計画も踏まえて、取り組んでいきます。

～ 滝沢市ごみ減量化に向けた取組について ～

平成29年度に実施したワークショップ、市政懇談会、市民アンケート結果を受け、市はごみ減量化の有効施策の一つとして、平成30年10月から導入を検討していた、家庭ごみ有料化の実施を見送りました。

今後は、平成30年3月改定「一般廃棄物処理基本計画」及び平成31年3月策定「ごみ減量化行動計画」に基づいて、市民・事業者・市が一体となっごみの減量化について推進していくこととしました。

●一般廃棄物処理基本計画

基本理念

市民・事業者・市が一体となって環境負荷の少ない循環型社会を構築します。

基本方針

- ①ごみの発生を抑制し、資源循環システムを充実します。
- ②環境負荷の少ない循環型の処理システムを構築します。
- ③環境教育、環境学習と市民・事業者・行政のパートナーシップによる取組を推進します。

計画期間

平成30年度から平成39年度（令和9年度）まで

●ごみ減量化行動計画

計画の目的

一般廃棄物処理基本計画に基づいて、市民、事業者、各種団体及び市の施策を定め、自発的なごみ減量化・資源化行動の実践に向けた指針となる計画としています。

計画期間

（前期）平成31年度（令和元年度）から令和4年度まで

（後期）令和5年度から令和9年度まで

●数値目標

- ①家庭系ごみ排出量（g/人・日）
※可燃ごみ（直接搬入分）、資源ごみ、集団資源回収分を除く
- ②可燃ごみ排出量（t）
- ③資源ごみ排出量（t）
- ④リサイクル率（集団資源回収分を含む）（%）

	目標数値				
	H28実績	R4目標値	H28実績比	R9目標値	H28実績比
①	529	489	▲7.5%	448	▲15.0%
②	15,253	14,109	▲7.5%	12,965	▲15.0%
③	2,063	1,908	▲7.5%	1,753	▲15.0%
④	24.8	28.0	+13.0%	30.0	+20.0%

3-1-2 集団資源回収活動の推進（滝沢・雫石環境組合）

（１）事業内容及び指標等

資源の有効利用に対する意識の高揚とごみ減量のために実施する資源の集団回収活動の促進を目的として、資源回収活動の実施団体に奨励金を交付します。

（２）実施状況

資源回収活動の実施団体に、奨励金を交付しました。

また、子ども会育成会や自治会等を対象として、事業の説明を実施し、資源回収活動の普及に努めました。

【集団資源回収奨励金交付実績】

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
登録団体数	129	130	127	127	124	126
実施団体数	127	126	118	123	119	120
実施回数	656	633	679	525	471	481
奨励金（円）	5,409,651	4,987,741	4,553,660	3,109,992	2,819,034	2,795,624
回収量（t）	995	907	822	621	569	604

【集団資源回収量（自治会、子ども会等が資源物の取引業者へ引き渡した資源物）】

（単位：t）

品目	H25	H26	H27	H28	H29	H30
びん	17	15	13	12	11	10
金属類	54	53	50	35	41	44
古紙・古繊維類	922	838	758	574	517	550
その他雑びん類	2	1	1	0	0	0
合計	995	907	822	621	569	604

（３）評価と今後の取り組み

集団資源回収の登録団体数、実施団体数及び実施回数はほぼ横ばいで推移しています。奨励金は減少傾向にあり、平成28年度より実施団体の奨励金の年間上限を5万円に設定したことが一つの要因として考えられます。一方で、回収量は昨年度と比較すると全体で35t増加しています。

滝沢・雫石環境組合では、引き続き、滝沢市子ども会育成連合会を通じて制度の趣旨や成果の報告を行うことにより集団資源回収の周知を図っていくほか、今後は市内の小中学校のPTAや福祉団体などへも制度の認識と有効性について周知を行い、ごみの分別と再利用の意識を児童・生徒に浸透させるとともに、奨励金の上限の変更を含めた制度の見直しを検討していきます。

3-1-3 リサイクル率の向上（滝沢・雫石環境組合）

（１）事業内容及び指標等

ごみの減量と再利用、再資源化を推進するため、資源回収事業のほか、ストックヤードを設置する自治会等に対して補助事業を実施しています。（リサイクル率の目標値及び推移等は、p 27～30を参照）

（２）実施状況

清掃センターに搬入されたごみから資源として再利用・再資源化できるものを回収し、リサイクルの向上を図りました。

また、地域でリサイクル活動に取り組みやすくするため、ストックヤードを設置する自治会等に対して補助事業を実施しました。平成30年度は上記の支援を強化するため予算を拡大し、8自治会、10施設に対して補助を実施しています。

【ストックヤード設置実績】

H18	3自治会	3施設
H19	5自治会	5施設
H20	2自治会	2施設
H21	3自治会	3施設
H22	2自治会	2施設
H23	1自治会	1施設
H24	1自治会	2施設
H25	2自治会	2施設
H26	1自治会	1施設
H27	1自治会	1施設
H28	1自治会	2施設
H29	1自治会	1施設
H30	8自治会	10施設
合計		35施設

【リサイクル率】

(単位：t)

品目	H25	H26	H27	H28	H29	H30
ごみ排出量 (a)	17,521	17,681	17,574	17,224	17,095	17,237
総ごみ排出量 (b) (a+③)	18,516	18,587	18,396	17,845	17,663	17,841
①資源回収物売払い量	2,023	2,090	2,006	1,845	1,811	1,838
②スラグ・メタル売払い量	1,839	2,006	2,611	1,953	2,387	2,275
③集団資源回収量	995	906	822	621	568	604
総資源化量 (c) (①+②+③)	4,857	5,002	5,439	4,419	4,766	4,717
リサイクル率 (c ÷ b) (%)	26.2	26.9	29.6	24.8	27.0	26.4

(3) 評価と今後の取り組み

集団資源回収量を含む総ごみ排出量が増加した一方で、スラグ・メタル売り払い量が減少したため、リサイクル率は前年度と比較すると0.6%減少しました。

一方で、平成30年度にはストックヤード設置自治会への補助を行う事業の予算を拡大し、8自治会10施設のストックヤードが設置されました。今後は、集団資源回収活動の推進を図るほか、引き続き、ストックヤードの設置補助事業強化及び活用により、リサイクル率の向上を支援していきます。

3-2 ごみの不適正な処理の禁止

3-2-1 地域清掃活動の推進（環境課）

（1）事業内容及び指標等

各家庭や事業所において、日常の清掃では清潔を保持しにくい所を重点的に、地域ぐるみで清掃することにより、清潔で住みよい生活環境を築くことを目的として、「クリーンたきざわ運動」を実施しています。

（2）実施状況

春及び秋に環境美化期間を設定し、地域での一斉清掃を実施しました。一斉清掃の実施に当たっては、使用のごみ袋を自治会等へ配布し、清掃により集められたごみの収集を実施しました。

また、この期間に実施された清掃のほか、ボランティアなどで清掃していただき、集められたごみの収集も実施しました。

【「クリーンたきざわ運動」実施内容】

	期間	実施内容
春の環境美化月間	5/6～6/5	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃清掃の行き届かない所の清掃 ・公園、道路側溝、河川等の清掃 ・ごみ集積所内と周辺の清掃強化
秋の環境美化週間	9/23～9/30	<ul style="list-style-type: none"> ・空き缶等の回収や散乱防止の呼びかけ ・ごみの分別徹底 ・ポイ捨て防止の呼びかけ

【地域清掃実績】

（単位：人・回）

	H26	H27	H28	H29	H30
参加人数	20,260	20,440	19,711	18,526	16,006
実施回数	133	117	108	104	101

（3）評価と今後の取り組み

毎年、清潔で住みよい生活環境を築くための清掃活動に多くの市民が参加しています。一方で、核家族化や高齢化が要因と思われる参加人数の減少、各団体等の活動の減少もあり、参加人数及び実施回数は年々減少傾向にあります。全自治会においては、年1回以上の地域清掃を実施しており、環境美化月間のみならず年間を通じて地域の環境美化に取り組んでいます。

今後も、多くの市民が地域ぐるみの清掃活動に参加してもらえるよう、各自治会にお願いしていくとともに、市広報や市が委嘱している各地域の衛生指導員を通じ、周知に努めていきます。

3-2-2 ペットのフン害禁止の啓発（環境課）

（1）事業内容及び指標等

道路や公園などをペットのフン害から守るために、ペットのフン害禁止の周知及び啓発に努めています。

（2）実施状況

希望する自治会へ啓発用看板を配付し設置しているほか、犬の飼い主の正しい飼育管理とモラルの向上を図るため、主に子犬を飼育している方を対象に犬の飼い方教室を開催しました。

（3）評価と今後の取り組み

今後も飼い主のモラルの維持・向上のために、機会を捉えて啓発活動を継続していきます。



啓発用看板



犬の飼い方教室

3-2-3 ごみの野外焼却の禁止啓発（滝沢・雫石環境組合）

（1）事業内容及び指標等

野焼きや小型の焼却炉でのごみの焼却が、ダイオキシン発生の原因の大きな要因の一つとされています。このため、平成16年度から家庭ごみの野外焼却が禁止されており、ごみの野焼きの禁止啓発に努めます。

（2）実施状況

- ・ホームページへの掲載
- ・チラシの配布
- ・広報ポスターの掲示
- ・個別指導

【個別指導状況】

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
件 数	5 件	3 件	4 件	1 件	1 件

（3）評価と今後の取り組み

今後も引き続き、ごみの野焼き禁止を啓発していきます。

～ メモ ～

●ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめてダイオキシン類と呼んでいます。呼吸や食物をとおして人の体内に摂取されることにより、ホルモン攪乱、発ガン、催奇性など健康への影響が懸念される物質です。

※簡易な焼却炉や野外でのごみ焼却は、完全燃焼が難しいため、ダイオキシン類の発生を抑えることができません。このため、これらの焼却方法を禁止する「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」が平成13年に制定され、平成16年に規制が施行されました。

●違法な野焼きによる罰則

5年以下の懲役、1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金が科せられます。（廃棄物処理法第25条、第32条）

●火事を起こした時の罰則

重大な過失があった場合は、50万円以下の罰金が科せられます。（刑法第116条）

3-2-4 不法投棄巡視員の配置（滝沢・雫石環境組合）

（1）事業内容及び指標等

不法投棄の監視と、環境美化に対する意識の高揚を図ることを目的に、廃棄物対策巡視員を配置し、市内の巡視を実施します。

（2）実施状況

市内巡回による不法投棄の巡視及び調査及び指導を実施しました。

【ごみ集積所からの不法投棄物の回収量及び通報件数】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
重量	6,050kg	3,420kg	1,780kg	3,870kg	3,780kg	2,070kg	2,310kg
警察への通報	0件	2件	1件	1件	0件	0件	0件

（3）評価と今後の取り組み

ごみ集積所からの不法投棄物は、昨年度と比較すると240kg増加しました。また、不法投棄に関する警察への通報件数はありませんでした。例年、悪質なものは警察に通報するなど不適正処理の防止に努めていますが、ごみの不適正処理を止めさせるために、今後も継続して事業を展開していく必要があります。

～ メモ ～

●不法投棄による罰則

不法投棄した場合、5年以下の懲役または1,000万円（法人には1億円まで）以下の罰金にするなど、厳しい罰則が設けられています。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条）

4-1 エネルギーの地産地消

4-1-1 エネルギーの地産地消の取り組み

1 地球温暖化対策活動の推進及び啓発（環境課）

（1）事業内容及び指標等

地球環境の現状について情報提供を行い、環境への負荷を減らすために、地球温暖化対策の啓発活動を行います。

（2）実施状況

「エコドライブ講習会」、「CO₂削減ライトダウンキャンペーン」、「キャンドルナイト in 滝沢」について広報紙へ掲載を行い、周知啓発を図りました。

このほか、「第1節 3. 安全な暮らしに備えた森林整備の推進（p 14～18）」、「第3節 1. ごみの減量とリサイクルの推進（p 27～33）」、「第4節 1-1-2. 木質バイオマスエネルギーと太陽光エネルギーの活用推進啓発」及び「第4節 2. 省エネルギーのすすめ（p 39～42）」の関連施策においても、地球温暖化対策活動の推進に向けた取り組みを実施しています。

（3）評価と今後の取り組み

今後も地球温暖化対策活動について周知啓発活動を実施するほか、各節の推進に向けた取り組みを実施し、推進を図っていきます。

～ メモ ～

●地球温暖化問題とは？

太陽から地球に降りそそぐ太陽光は、大気を通過して地表に到達し、地表面を温めます。一方、温められた地表面は、太陽光エネルギーを赤外線として宇宙空間へ向けて放射しますが、大気中には地表面から放射された赤外線を吸収する水蒸気や二酸化炭素、メタンなどの気体があるため、大気は赤外線を吸収して温まります。

このように大気中に赤外線を吸収する気体を「温室効果ガス」といい、このガスにより地表付近の大気が温められていることを「温室効果」といいます。

近年、産業活動が活発になり、二酸化炭素などの温室効果ガスが大量に排出され、温室効果ガスの大気中の濃度が高まり、宇宙空間への赤外線放射が妨げられると、地表付近の温度は上昇します。この温度上昇が気候の変動を引き起こし、異常気象の多発など様々な影響を及ぼし始めています。

2 木質バイオマスエネルギーと太陽光エネルギーの活用推進啓発（環境課）

（1）事業内容及び指標等

森林の保全整備のために木質バイオマスエネルギーの有効活用とCO₂を排出しない太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの導入について推進と啓発を行います。

（2）実施状況

平成30年度は、木質バイオマスエネルギー及び太陽光エネルギーを活用した公共施設整備等はありませんでした。防災拠点となる公共施設等について、再生可能エネルギー源を利用する設備の導入検討を行っています。現在は、市役所、市内小中学校及び交流拠点複合施設に太陽光発電システム、蓄電池、地中熱設備が稼働しています。また、市内では民間企業によるメガソーラーや太陽光発電施設が導入されています。

【再生可能エネルギーを活用した公共施設設置状況】

施設名	設備概要（年間発電量等）
滝沢市役所	太陽光発電（30.6kW）蓄電池（16.9kWh）
交流拠点複合施設	太陽光発電（10kW）蓄電池（16.9kWh）地中熱（236kW）
柳沢小中学校	太陽光発電（15kW）蓄電池（15kWh）高効率照明（4基）
一本木小学校	太陽光発電（15kW）蓄電池（15kWh）高効率照明（4基）
滝沢中央小学校	ソーラーパネル式敷地内照明（19基）

（3）評価と今後の取り組み

今後も再生可能エネルギーの活用について検討し、公共施設等の新設及び改修整備等とあわせて推進を図っていきます。

4-2 省エネルギーのすすめ

4-2-1 省エネルギーの取り組み

1 省エネルギーの啓発（環境課）

（1）事業内容及び指標等

エネルギー消費を起因とする温室効果ガスの発生の問題や、原油等のエネルギーに利用される資源には限りがあることから、エネルギーの有効利用などについて周知啓発に取り組みます。

（2）実施状況

広報紙で夏に「CO₂削減ライトダウンキャンペーン」、冬に「キャンドルナイト in 滝沢」を掲載し、省エネルギーについて周知啓発を図りました。

(3) 評価と今後の取り組み

今後も省エネルギーに関する取組について、周知啓発を展開していきます。

2 公共交通機関の利用促進（都市政策課）**(1) 事業内容及び指標等**

鉄道利用者の利用環境の維持・向上のため市内4駅の駐輪場、3駅の駅前広場、2駅のパークアンドライド駐車場の適正管理を行います。放置自転車については駐輪場利用の妨げとなることから撤去を実施します。また、鉄道とバスの乗り継ぎ切符及び花輪線利用促進協議会の活動を通じて利用促進を図ったほか、市役所及び市内の事業所とともに「かしこい交通ライフ」チャレンジウィークに取り組むことで、公共交通の利用促進によるCO₂排出量の削減に貢献します。

(2) 実施状況

CO₂排出量の削減に向けた公共交通機関の利用促進に関する取組実績については、以下のとおりです。

【CO₂排出量の削減に向けた公共交通機関の利用促進に関する取組実績】

項目	H26	H27	H28	H29	H30
かしこい交通ライフ 取組実績	19事業所	10事業所	6事業所	5事業所	3事業所
	3,586人	3,500人	2,624人	6,775人	3,613人
鉄道利用者数（1日平均）	6,119人	6,049人	5,971人	6,022人	5,847人

(3) 評価と今後の取り組み

各事業を実施しましたが、取組実績、鉄道利用者数ともに前年度よりも減少しました。今後は、公共交通機関の利用促進によるCO₂排出量の削減に向けた各取り組みについて見直しを行いながら継続して実施していきます。また、バスの利用促進の図るためバス路線の見直しについてバス事業所と協議し、市民が利用しやすいバス路線の整備を進めます。

～ メモ ～

● 「かしこい交通ライフ」チャレンジウィーク

便利な自動車に頼りすぎる生活は、路線バスの撤退等を招き地域の利便性が損なわれるほか、CO₂排出量の増加による地球環境の悪化に影響があります。「かしこい交通ライフ」チャレンジウィークは、日常の生活状況に合わせて、ムリなく、できる範囲で、自動車と、鉄道・バス・自転車などの「かしこい使い分け」にチャレンジする取組です。毎年、9月の第4週から1か月間、県が中心となって実施しており、市も事業者として参加しています。取組例としては、「天気の良い日は、バスや鉄道、自転車で通勤してみる」や「普段の買い物は、近所のお店に徒歩や自転車で出かけてみる」、「自動車を運転するときは、エコドライブを心がけてみる」などが挙げられます。

3 たきざわエコオフィス計画の推進（環境課）

（1）事業内容及び指標等

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づき、地方公共団体が自らの事務事業に関して温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画を策定しています。

市の公共施設（学校含み、滝沢・雫石環境組合及び盛岡地区衛生処理組合を除く。）を対象としており、平成25年度実績に対して平成30年度にはCO₂排出量を3.6%削減することを目標としています。

滝沢市役所は市内の一事業所として、平成12年8月にISO14001を認証取得し、平成17年8月からは自らの力で継続的に環境問題の改善に取り組むため、ISO14001に基づく環境マネジメントシステムを運用しています。

（2）実施状況

CO₂排出量の実績については、以下のとおりです。

【CO₂排出量に関する平成25年度実績と平成30年度実績との比較】

項 目	H 2 5	H 3 0	H 3 0 - H 2 5	CO2 排出係数	H 3 0 - H 2 5 CO2 排出量 (kg-CO ₂)
	実績値	実績値	実績値		
電気 (kWh)	3,776,230	3,430,800	-345,430	0.000523	-181
灯油 (ℓ)	83,483	63,641	-19,842	0.00249	-49
A重油 (ℓ)	294,694	185,400	-109,294	0.00271	-296
ガソリン (ℓ)	38,739	34,536	-4,203	0.00232	-10
軽油 (ℓ)	24,279	23,489	-790	0.00258	-2
廃棄物 (kg)	69,980	58,821	-11,159	0.000775	-9
合 計	4,287,405	3,796,687			-547

※【H30-H25】CO₂排出量 = 【H30-H25】実績値 × CO₂排出係数（小数点以下四捨五入）

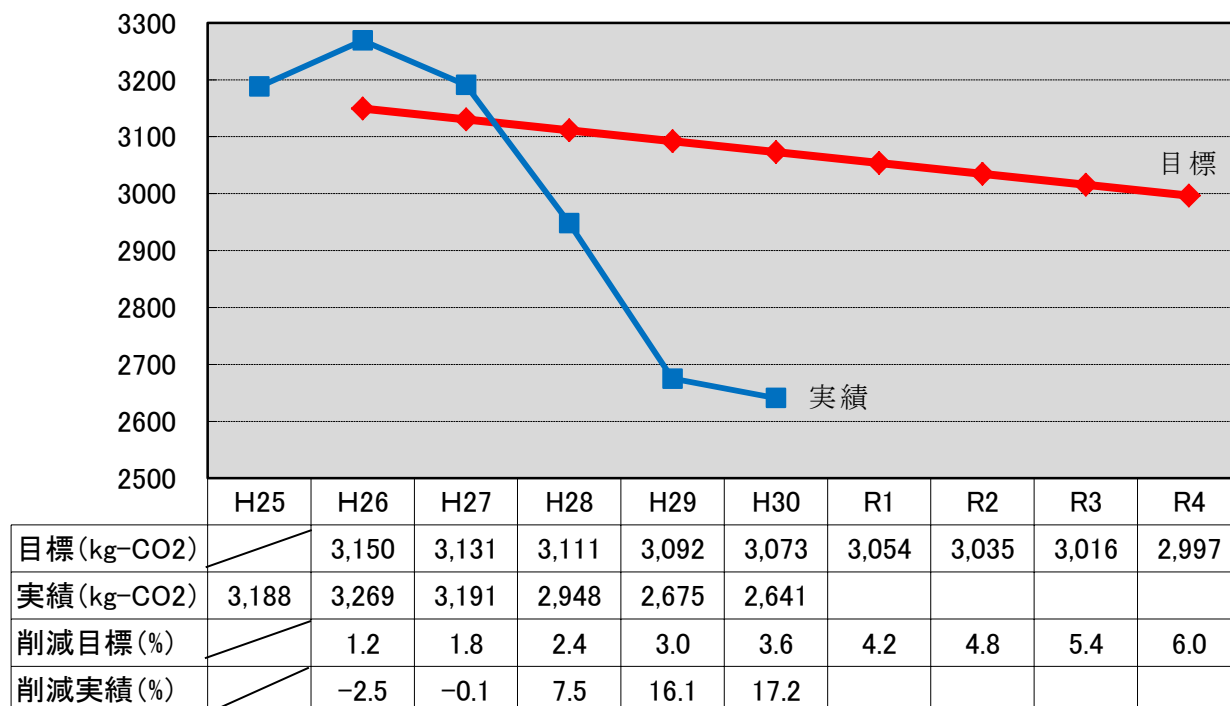
※廃棄物は、小中学校を除く。

※CO₂排出係数に関する出典

・環境省「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」

※CO₂排出量 = 実績値 × CO₂排出係数（小数点以下四捨五入）

【たきざわエコオフィス計画の目標、実績及び削減目標割合】



※削減目標 (%) は、平成 2 5 年度実績に対する削減割合を示しています。

(3) 評価と今後の取り組み

平成 2 5 年度実績と平成 3 0 年度実績を比較すると各項目における C O₂ 排出総量は 5 4 7 k g - C O₂ 減少し、平成 3 0 年度の削減目標 3 . 6 % に対して、削減実績 1 7 . 2 % でした。市役所内では、平成 3 0 年度から都市整備部が用務や出張の際に、公用車ではなく公共交通 (バス) の利用を推奨して、積極的に活用しています。また、この取り組みは、令和元年度より全庁で展開していきます。

今後も環境マネジメントシステムを運用しながら、滝沢市役所は市内の一事業所として、地球温暖化対策の推進に取り組んでいきます。

5-1 大気汚染の防止

5-1-1 大気汚染に関する情報収集と公開（環境課）

（1）事業内容、指標等

健康に生き続け、清んだ空気を次の世代に残す環境づくりを推進するため、大気汚染の測定状況等について情報収集及び公開に努めます。

（2）実施状況

市独自の調査は行っていませんが、県では、大気汚染防止法に基づいて大気汚染状況の常時監視及び大気中の自動車排出ガス濃度の測定を県内に配置した測定局において24時間体制で実施しています。

平成30年度は、11市1町の15測定局に設置した自動測定機により調査を実施しており、市内では、測定局が菓子地内にあります。

【測定内容】

- ア 二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質
- イ 光化学オキシダント（Ox）
- ウ 微小粒子状物質（PM2.5）

県内の大気汚染の測定状況、PM2.5の注意喚起情報及び光化学オキシダントの注意報発令情報については、県ホームページ「いわての大気環境」で1時間ごとの最新情報が確認できます。また、PM2.5及び光化学オキシダントの注意喚起情報等は、モバイルメールへ登録することにより受信できます。

（3）評価及び今後の取り組み

県では、平成30年度における大気汚染状況の調査結果について、次とおり公表しています。

- ア 二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質

平成29年度に引き続き、全ての測定局で環境基準を達成しました。

- イ 光化学オキシダント（Ox）

測定している5局のいずれにおいても環境基準を達成しなかったが、人の健康被害（目、喉、頭の痛み等）を防止するための光化学オキシダント注意報の発令には至らなかった。

- ウ 微小粒子状物質（PM2.5）

測定している10局（菓子地内の測定局を含む）全てで環境基準を達成しました。

県ホームページで調査結果等を確認することができます。

【参考】県ホームページ「大気に関すること」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/hozen/taiki/1018362.html>

5-2 騒音、振動、悪臭の防止

5-2-1 騒音測定の実施

1 一般道（環境課）

（1）事業内容、指標等

市内の主要な道路に面する地域において、自動車騒音の実態を現地調査により把握するため、一般道路騒音等調査を実施します。この場合において「騒音に係る環境基準」及び「自動車騒音の限度（要請基準）」を目標数値とします。

【調査地点】

No	所在地	用途地域	対象道路
1	篠木黒畑地区	第2種住居地域	一般国道46号
2	篠木樋の口地区	第1種住居地域	主要地方道盛岡環状線
3	鶉飼諸葛川地区	第1種住居地域	一般県道盛岡滝沢線
4	巢子地区	準工業地域	一般国道4号
5	野沢地区	第1種住居地域	主要地方道盛岡環状線
6	葉の木沢山地区	第1種低層住居専用地域	市道巢子野沢線
7	穴口地区	第1種住居地域	市道第三土沢線
8	一本木地区	無指定	一般国道282号

(2) 実施状況

市内の主要な道路に面する地域のうち4か所（No.2、No.4、No.6及びNo.8）で調査を実施しました。

【騒音レベルと環境基準及び要請基準との比較】

(単位：dB)

No	所在地及び対象道路	時間帯	環境基準	要請基準	H29		H30	
1	篠木黒畑地区 (一般国道46号)	昼間	70	75	73	△		
		夜間	65	70	65	○		
2	篠木樋の口地区 (主要地方道盛岡環状線)	昼間	70	75			65	○
		夜間	65	70			59	○
3	鵜飼諸葛川地区 (一般県道盛岡滝沢線)	昼間	70	75	69	○		
		夜間	65	70	61	○		
4	巢子地区 (一般国道4号)	昼間	70	75			64	○
		夜間	65	70			59	○
5	野沢地区 (主要地方道盛岡環状線)	昼間	70	75	67	○		
		夜間	65	70	64	○		
6	葉の木沢山地区 (市道巢子野沢線)	昼間	60	70			62	△
		夜間	55	65			56	△
7	穴口地区 (市道第三土沢線)	昼間	65	75	68	△		
		夜間	60	70	61	△		
8	一本木地区 (一般国道282号)	昼間	70	75			72	△
		夜間	65	70			67	△

備考1 ○ ⇒ 環境基準達成

△ ⇒ 環境基準非達成かつ要請基準達成

× ⇒ 環境基準・要請基準非達成

2 基準時間帯 昼間（6：00～22：00）、夜間（22：00～翌6：00）

実測時間 観測時間中10分間の測定を6回行う。

(3) 評価及び今後の取り組み

測定を行った全4地点のうち昼間及び夜間の2時間帯の評価でいずれも環境基準を達成した地点は、N o 2及びN o 4の2地点でした。また、N o 6及びN o 8の昼間及び夜間が環境基準を非達成でした。なお、要請基準を非達成だった地点はありませんでした。

騒音レベルの経年変化では、平成28年度以前と比較すると過年度における騒音レベルと同程度の値を示しました。

今後も自動車騒音の実態を現地調査により把握するため、継続的に一般道路騒音等調査を実施していきます。

～ メモ ～

●音の大きさ及び影響の目安 (dB)

- (1) 60dB 静かな乗用車の中及び普通の会話の音で、睡眠への影響が生じます。
- (2) 70dB 騒々しい事務所及び電話のベルの音で、計算力が低下します。
- (3) 80dB 地下鉄の車内の音で、集中力が低下します。
- (4) 90dB 騒々しい工場の中の音で、作業量が減少します。

●環境基準とは

環境基本法第16条第1項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされる騒音レベルのことです。

●要請基準とは

騒音規制法第17条第1項の規定に基づき、市町村長が都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請することができる騒音レベルのことです。

2 高速道（環境課）

(1) 事業内容、指標等

市内の高速道路沿道付近における自動車騒音の実態を把握するため、高速道路騒音等調査（騒音調査、道路条件等のデータ収集）を実施します。この場合において「騒音に係る環境基準」を目標数値とします。

(2) 実施状況

市内の高速道路近傍に存在する民家の4か所で調査を実施しました。

【騒音レベルと環境基準との比較】

(単位：dB)

No	所在地	時間帯	環境基準	H29		H30	
1	滝沢市中村	昼間	70 以下	64	○	64	○
		夜間	65 以下	59	○	60	○
2	滝沢市湯舟沢	昼間	70 以下	61	○	61	○
		夜間	65 以下	56	○	56	○
3	滝沢市菓子	昼間	70 以下	62	○	62	○
		夜間	65 以下	57	○	57	○
4	滝沢市後	昼間	70 以下	61	○	61	○
		夜間	65 以下	58	○	58	○

備考1 ○ ⇒ 環境基準達成

× ⇒ 環境基準非達成

2 基準時間帯 昼間（6：00～22：00）、夜間（22：00～翌6：00）

調査期間 連続7日間行う。

(3) 評価及び今後の取り組み

測定を行った全地点において昼夜とも環境基準を達成しました。

今後も市内の高速道路沿道付近における自動車騒音の実態を把握するため、継続的に高速道路騒音等調査を実施していきます。

3 新幹線（環境課）休止事業**(1) 事業内容、指標等**

市が指定した東北新幹線沿線の2地点において現地騒音調査を実施することにより新幹線騒音の実態を総括的に把握するため、新幹線鉄道騒音測定を実施します。この場合において「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」を目標数値とします。

【調査地点】

No	調査地点	東京起点からの距離	下り側軌道中心からの距離
1	滝沢市葉の木沢山地内	506k420m	25m
2	滝沢市大崎地内	509k20m	25m

(2) 実施状況

この測定は、平成14年12月の八戸新幹線の開業を受け、平成15年度から継続的に実施してきましたが、平成28年度以降の測定を休止しています。

(3) 評価及び今後の取り組み

この測定は、新幹線騒音の実態を総括的に把握するため、継続実施してきたものであり、平成20年度以降、約10年間の騒音レベルは、測定地点No.1の葉の木沢山地内で69dB前後、測定地点No.2の大崎地内で69dB～75dBとなっており、大きく変動することなく、環境基準内で安定したレベルで推移していました。また、平成27年度に測定地点No.1で環境基準を1dB超過する測定結果となりましたが、詳細な測定内容では、上り、下り合わせて20本の新幹線を測定し、71dBに達した本数は8本で、他は68dB～70dBとなっています。(各年度の測定値については、20本の測定中大きい値を示した上位10本の測定値を平均した値となっています。)

このほか、東日本旅客鉄道株式会社においても騒音防止に関する技術の開発及び諸施策の実施を推進し、整備、車両の改善などの対策を積極的に実施しており、今後、騒音レベルの急激な増加はないと見込まれ、加えて、新幹線騒音に対する地域住民の相談、苦情等も一切寄せられていない現状から、平成28年度以降、測定を休止している状況です。

今後は、新幹線のスピードアップによる影響や周辺状況等の大きな変化などを考慮しながら、新幹線鉄道騒音測定の再実施を検討することとします。

【騒音レベルと環境基準との比較（平成27年度調査）】

(単位：dB)

No	所在地	用途地域	環境基準	H26		H27	
1	滝沢市葉の木沢山地内	第一種住居地域	70以下	70	○	71	×
2	滝沢市大崎地内	無指定	75以下	69	○	69	○

備考 ○ ⇒ 環境基準達成
× ⇒ 環境基準非達成



新幹線鉄道騒音測定調査地点（平成27年度調査）

5-3 水質汚濁の防止

5-3-1 河川の水質調査の実施（環境課）

（1）事業内容、指標等

市内を流れる河川において水質調査を行い、水環境の実態を把握するため、河川水質調査を実施します。この場合において、河川の水質は、水浴びのできるきれいな水の保全及び水質汚濁の防止に努めるため、「河川の水質環境の保全に関する環境基準のA類型（水道2級、水産1級及び水浴）の環境基準」を目標数値とします。

【調査地点】

No	地点名	場所
1	越前堰下流	滝沢市大釜高森地内
2	金沢川下流	滝沢市中鶴飼地内
3	市兵衛川下流	滝沢市土沢地内
4	諸葛川下流	滝沢市諸葛川地内
5	木賊川上流	滝沢市柳沢地内
6	木賊川下流	滝沢市穴口地内
7	巢子川上流	滝沢市狼久保地内
8	巢子川下流	滝沢市巢子地内
9	巢子川中流	滝沢市巢子地内

(2) 実施状況

市内を流れる6河川の9か所でそれぞれの河川水を採取し、水質分析を行いました。

【調査時期及び回数】

調査時期	回数
夏期調査	1
冬期調査	1

【分析項目及び数量】

分析項目		地点数	回数	検体数
生活環境の保全に関する項目	水素イオン濃度 (pH)	9	2	18
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	9	2	18
	浮遊物質 (SS)	9	2	18
	溶存酸素量 (DO)	9	2	18
	大腸菌群数	9	2	18
	化学的酸素要求量 (COD)	9	2	18
	ノルマルヘキサン抽出物質	9	2	18
	全窒素 (T-N)	9	2	18
	全燐 (T-P)	9	2	18
	全亜鉛 (T-Zn)	9	2	18
その他	色度	9	2	18
	濁度	9	2	18

【夏期水質分析結果】

調査地点 分析項目	1 越前堰下流	2 金沢川下流	3 市兵衛川下流	4 諸葛川下流	5 木賊川上流	6 木賊川下流	7 巢子川上流	8 巢子川下流	9 巢子川中流	環境基準 A 類型
pH (-)	7.4	7.2	7.1	7.3	7.5	7.3	7.4	7.2	7.3	6.5~8.5
BOD (mg/L)	0.9	1.1	0.8	0.6	<0.5	0.7	0.7	0.5	0.7	2 以下
SS (mg/L)	<1	2	6	4	2	5	<1	3	2	25 以下
DO (mg/L)	10	10	10	9.4	8.6	9.7	9.5	9.2	8.2	7.5 以上
大腸菌群数 (MPN/100mL)	3300	13000	33000	49000	22000	17000	13000	22000	13000	1000 以下
COD (mg/L)	4.4	4.2	3.7	3.7	4.0	3.9	3.5	3.7	3.9	
ノルマルヘキサ ン抽出物質 (mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	
全窒素 (mg/L)	1.20	0.70	0.63	0.94	1.00	1.60	1.80	0.12	1.00	
全磷 (mg/L)	0.011	0.016	0.020	0.006	0.019	0.013	0.012	0.013	0.029	
全亜鉛 (mg/L)	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.002	0.001	< 0.001	< 0.001	
色度 (度)	2.5	2.8	2.8	2.7	3.4	2.4	2.0	2.3	2.6	
濁度 (度)	1.1	1.2	1.6	1.2	0.9	1.3	1.0	0.9	1.1	

備考 1 は、河川 A 類型に係る環境基準非達成を示す。

2 採取日は、平成 30 年 8 月 22 日

3 「<」は、未満を示す。

【冬期水質分析結果】

調査地点 分析項目	1 越前堰下流	2 金沢川下流	3 市兵衛川下流	4 諸葛川下流	5 木賊川上流	6 木賊川下流	7 巢子川上流	8 巢子川下流	9 巢子川中流	環境基準 A 類型
pH (-)	7.8	7.7	7.5	7.9	7.7	7.7	7.8	7.8	7.8	6.5~8.5
BOD (mg/L)	0.5	1.1	0.7	0.7	0.6	0.9	0.9	0.6	0.8	2 以下
SS (mg/L)	1	1	2	1	<1	7	3	2	1	25 以下
DO (mg/L)	12	12	12	13	12	12	13	13	12	7.5 以上
大腸菌群数 (MPN/100mL)	230	27000	3300	2400	1100	14000	4900	330	4900	1000 以下
COD (mg/L)	1.6	1.7	1.8	1.5	1.6	2.4	2.3	1.9	1.7	
ノルマルヘキサ ン抽出物質 (mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	
全窒素 (mg/L)	0.74	1.20	1.00	1.60	1.20	3.10	2.80	2.50	2.70	
全磷 (mg/L)	0.028	0.045	0.031	0.014	0.056	0.045	0.061	0.054	0.030	
全亜鉛 (mg/L)	0.001	0.002	0.001	0.001	< 0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	
色度 (度)	2.6	3.0	4.7	3.3	3.1	3.3	3.2	2.9	3.4	
濁度 (度)	0.8	0.9	1.9	0.8	0.6	1.9	1.1	1.3	1.0	

備考 1 は、河川 A 類型に係る環境基準非達成を示す。

2 採取日は、平成 31 年 1 月 22 日

3 「<」は、未満を示す。

(3) 評価及び今後の取り組み

大腸菌群数（大腸菌及び大腸菌と極めてよく似た性質を持つ菌（大腸菌群）を数で表したものは、夏期の全地点、冬期のN○1及びN○8の地点以外が河川A類型に係る環境基準を非達成となりました。大腸菌群の中に含まれる細菌の中には、動物の糞便由来のほか、土壌、植物等自然界に由来するものも多くあり、採取日付近における降水量等の増加が影響し、河川へ雨水等とともに土壌、植物等に含まれる細菌が流入し、環境基準を超過したものと考えられます。

その他の分析項目である pH、BOD、SS 及び DO の調査結果は、全地点において夏期及び冬期で河川A類型に係る環境基準を達成しました。

今後は、非達成項目の要因について他地域の状況なども踏まえながら調査検討に努めるほか、河川の水環境の実態を把握するため、継続的に河川水質調査を実施していきます。

～ メモ ～

●河川の生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	基準値					利用目的の適応性
	pH	BOD	SS	DO	大腸菌 群数	
AA	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下	水道1級 自然環境保 全
A	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1000MPN / 100mL 以下	水道2級 水産1級 水浴
B	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5000MPN / 100mL 以下	水道3級 水産2級
C	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	水産3級 工業用水 1 級
D	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	工業用水 2 級 農業用水
E	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等 の浮遊 が認め られな いこと。	2 mg/L 以上	—	工業用水 3 級 環境保全

5-3-2 公共下水道・浄化槽の整備促進（下水道課）

（１）事業内容及び指標等

公共用水域の水質の改善のために、下水道整備と浄化槽の普及に努めます。

（２）実施状況

昭和58年度から公共下水道の供用を開始しました。現在は、小岩井地区での工事を進めています。また、平成5年度から始まった滝沢南地区での農業集落排水は、平成27年度に公共下水道に統合しました。

（３）評価と今後の取り組み

平成元年度から浄化槽設置整備事業を開始し普及に努め、これらを合わせると、汚水処理人口普及率は前年より2.3ポイント上昇し約87%となっています。

市の汚水処理実施計画における汚水処理人口普及率の目標値は、令和2年度に85%としており、既に目標値を達成していますが、今後も引き続き効率的な整備を促進していきます。

このほか、小岩井地区の工事進捗状況は、82%であり、令和元年度完成を目指しています。

【汚水処理人口普及率・水洗化率】

		H26	H27	H28	H29	H30
年度末人口		55,058人	55,069人	55,113人	54,912人	55,133人
下水道	汚水処理人口普及率	61.7%	64.6%	66.4%	67.2%	68.1%
	水洗化率	93.5%	93.6%	96.2%	95.5%	95.3%
農集排	汚水処理人口普及率	1.7%	下水道統合	-	-	-
	水洗化率	90.9%	下水道統合	-	-	-
浄化槽	汚水処理人口普及率	16.6%	16.8%	17.2%	17.3%	18.7%
計	汚水処理人口普及率	80.0%	81.4%	83.6%	84.5%	86.8%

※汚水処理人口普及率：行政人口に対する水洗化可能人口の割合

※水洗化率：水洗化可能人口に対する水洗化人口の割合

5-4 土壌汚染の防止（滝沢・雫石環境組合）

5-4-1 土壌汚染に関する情報収集と公開

（1）事業内容及び指標等

安全な生活環境や農作物への汚染を未然に防止し、安心して暮らせる環境づくりのため、清掃センター周辺における土壌のダイオキシン類濃度調査を実施しました。

（2）実施状況

清掃センター周辺10か所について1年に5か所ずつ、土壌のダイオキシン類濃度調査を行いました。

【清掃センター周辺の土壌のダイオキシン類濃度調査結果】

（単位：pg-TEQ/g）

No.	場 所	H27	H28	H29	H30
1	最終処分場付近	6.3	—	4.4	—
2	柳沢小中学校付近	4.9	—	3.4	—
3	柳沢上郷集落センター付近	—	2.8	—	2.6
4	農道上郷2号沿い	3.5	—	2.4	—
5	柳沢低区浄水場付近1	—	1.9	—	2.7
6	柳沢低区浄水場付近2	—	5.6	—	8.1
7	柳沢低区浄水場付近3	9.0	—	6.7	—
8	旧柳沢児童館付近	—	11.0	—	6.5
9	柳沢保育園付近	6.7	—	12	—
10	市道柳沢上郷1号線沿い	—	3.7	—	2.0
環境基準値		1,000			

（3）評価と今後の取り組み

清掃センター周辺の土壌のダイオキシン類濃度調査結果については、環境基準を大幅に下回っています。今後も引き続き、監視を行います。

5-5 有害化学物質による汚染の未然防止

5-5-1 有害化学物質に関する情報収集と公開（環境課）

（1）事業内容、指標等

有害化学物質の情報提供及び使用の抑制を図るため、大気環境中のアスベストの測定状況等について情報収集及び公開に努めます。

（2）実施状況

市独自の調査は行っていませんが、県では、被災地周辺等におけるアスベスト飛散の状況を把握するため、これまで大気環境中のアスベストの測定を実施してきました。

（3）評価及び今後の取り組み

県で測定した結果、各採取場所で世界保健機構（WHO）の定める判断基準（1リットル当たり10本）を下回っており、問題のないことが確認されています。なお、被災地周辺等におけるがれき処理、被災建築物等の解体作業が終了してから1年間実施した測定結果も問題がなかったことから、震災対応としてのアスベストの測定を終了しています。

今後も、国及び県並びに周辺状況等の情報収集に努めていきます。

県ホームページで測定結果等を確認することができます。

【参考】県ホームページ「アスベストに関する情報」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/hozen/taiki/1005884.html>

5-6 酸性雨対策

5-6-1 酸性雨に関する情報収集と公開（環境課）

（1）事業内容、指標等

酸性雨の原因、酸性雨がもたらす影響などについて把握するため、酸性雨の調査結果等について情報収集及び公開に努めます。

（2）実施状況

市独自の調査は行っていませんが、県では、昭和59年度から酸性雨の継続調査を実施しています。県では、平成30年度酸性雨調査結果について、次の通り公表しています。

ア 調査地点

県内1地点（平成25年度から盛岡市の1地点で調査）

イ 調査方法

1週間ごとに降水を採取し、pH及びイオン成分の測定を行った。

ウ 調査結果

（ア）平成30年度におけるpHの平均は、盛岡市で5.13であり、過去10年間の変動の範囲（4.75～5.21）内であった。

（イ）環境省が平成31年3月に公表した「酸性雨長期モニタリング報告書」における平成25～29年度の全国の全測定地点の平均値4.77（最少4.58～最大5.16）よりも中性寄りであった。

（3）評価及び今後の取り組み

県では、平成30年度酸性雨調査結果に係る今後の取組について、次とおり公表しています。

これまでのところ、本県において酸性雨による植生被害等の影響は確認されていないが、酸性雨による影響は長期継続的なモニタリング結果によらなければ把握しにくく、また、湖沼や土壌の緩衝能力が低い場合には一定量以上の酸性物質の負荷の集積により急激に影響が発現する可能性があること等から、県としては、引き続き調査を行い、状況の把握に努めることとしています。

県ホームページで調査結果等を確認することができます。

【参考】県ホームページ「大気に関すること」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyuu/kankyuu/hozen/taiki/1018362.html>

【参考】環境省ホームページ「酸性雨対策」

<https://www.env.go.jp/air/acidrain/index.html>

【参考】気象庁ホームページ「酸性雨の知識」

<https://www.data.jma.go.jp/gmd/env/acid/>

～ メモ ～

●酸性雨とは

酸性雨の原因は、化石燃料の燃焼（人為起源）、火山活動（自然起源）などにより放出される二酸化硫黄（SO₂）及び窒素酸化物（NO_x）です。これらのガスは、大気中で光化学反応などの化学変化を起こし、硫酸及び硝酸となって降水に溶解し、酸性雨となります。

物質の酸性及びアルカリ性の度合の指標として、一般に水素イオン濃度指数（pH）が用いられており、降水に大気中の二酸化炭素が十分に溶解した場合の pH が 5.6 であるため、pH5.6 が酸性雨の一つの目安となります。

pH は、酸性度を表し、値の範囲が 0～14 です。7 が中性で、それ以下が酸性、7 以上がアルカリ性です。値が低いほど酸性度が高いということになります。

5-7 原発事故に関する放射線量測定

5-7-1 放射線量測定に関する情報収集（環境課）

（1）事業内容、指標等

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響対策について、市では、平成29年度まで放射線量の測定を実施していましたが、全地点等において放射性物質汚染基準を下回っている又は不検出であったことから、平成30年度からは測定は実施せず、県等からの情報収集を行い、周知に努めています。

【参考】県ホームページ「放射線影響対策に関する取組状況」

<https://www.pref.iwate.jp/houshasen/torikumi/1017363.html>

(2) 実施状況

第1節 放射線量等の測定に関する取組状況

2 各取組の実施状況

(1) モニタリングポストによる空間線量率の測定

県内における放射線の生活環境への影響を把握するため、県内10箇所に設置したモニタリングポストにより、24時間体制の放射線量の測定を行っています。

平成30年度におけるモニタリングの結果、原発事故以前から継続して測定している地点（盛岡市）では、平成23年4月以降の空間線量率は原発事故前のレベルで推移していました（図表1-4）。また、平成30年度の10箇所の月平均は、0.021～0.048 μ Sv/hであり、大気中の放射線量に異常な数値は検出されていません（図表1-5）。

今後も継続して県内の放射線量のモニタリングを実施します。

図表1-4 原発事故前、事故後の空間線量率測定結果（盛岡市）

測定機器	昭和63年度～平成22年度	平成23年度～平成30年度	単位	測定場所
モニタリングポスト（月平均値）	0.017～0.029	0.019～0.025	μ Sv/h	盛岡市

図表1-5 モニタリングポストによる放射線量測定結果（平成30年度）

（単位： μ Sv/h）

	H30.4	H30.5	H30.6	H30.7	H30.8	H30.9	H30.10	H30.11	H30.12	H31.1	H31.2	H31.3	年平均
盛岡市	0.021	0.021	0.020	0.020	0.021	0.021	0.021	0.021	0.021	0.021	0.021	0.021	0.021
滝沢市	0.040	0.041	0.039	0.039	0.040	0.039	0.039	0.039	0.036	0.032	0.029	0.038	0.038
花巻市	0.031	0.031	0.030	0.030	0.031	0.031	0.036	0.031	0.031	0.030	0.030	0.031	0.031
奥州市	0.042	0.042	0.042	0.042	0.042	0.042	0.042	0.039	0.039	0.039	0.041	0.041	0.041
一関市	0.046	0.048	0.046	0.045	0.046	0.046	0.047	0.047	0.047	0.045	0.045	0.045	0.046
大船渡市	0.047	0.047	0.046	0.046	0.047	0.047	0.047	0.047	0.046	0.046	0.046	0.046	0.047
釜石市	0.042	0.043	0.042	0.043	0.043	0.043	0.042	0.042	0.043	0.043	0.042	0.042	0.043
宮古市	0.047	0.047	0.047	0.048	0.048	0.048	0.047	0.048	0.048	0.047	0.047	0.047	0.047
久慈市	0.048	0.048	0.048	0.048	0.049	0.049	0.048	0.049	0.049	0.048	0.048	0.048	0.048
二戸市	0.027	0.027	0.026	0.027	0.027	0.027	0.027	0.027	0.024	0.025	0.025	0.026	0.026

※ モニタリングポスト設置高さは、地上1m。ただし、盛岡地区は地上1mを滝沢市、地上14.7mを盛岡市の計2地点で測定。

※ 表内の数値は、各地点ごとの月平均値。

令和元年度岩手県放射線影響対策報告書（p19）より抜粋

備考 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）に基づいて、通常的生活環境における放射性物質汚染の基準は、「放射線量0.23 μ Sv/h（1mSv/年相当）」とされました。

5-8 その他の公害の未然防止

5-8-1 電磁波・低周波に関する情報収集と公開（環境課）

（1）事業内容、指標等

電磁波及び低周波に関する状況等把握に努め、電波塔新設等に係る相談等があった場合は、その施工主又は施工業者に対し、地元自治会との事前協議を行い、周辺地域対象の市民説明会を開催するよう指導し、当該事前協議結果の報告を求めるとともに、電磁波及び低周波に関する情報収集及び公開に努めます。

（2）実施状況

平成30年度は、電波塔増設等に係る地元自治会との事前協議結果の報告が10件（うち8件の変更分を含む。）ありました。全ての地元自治会と事前協議を行い、内諾を得た上で工事が実施されたほか、周辺地域対象の市民説明会の開催については、当該事前協議の結果、不要とされました。

なお、低周波に関する相談、苦情等はありませんでした。

（3）評価及び今後の取り組み

今後も電磁波及び低周波に関する情報収集及び公開に努め、電波塔新設等の施工主又は施工業者に対し、地元自治会の理解を得ながら工事を進めるよう継続的に指導していきます。

5-8-2 ラジオメディカルセンター放射線監視委員会による監視（環境課）

（1）事業内容及び指標等

昭和63年に日本アイソトープ協会が滝沢市で操業を開始して以来、ラジオメディカルセンター放射線監視委員会を設置して検討評価を行っています。同委員会では、毎年度、環境放射能測定基本計画を策定し測定を実施しています。

（2）実施状況

次の測定項目について測定を行いました。

- ア ラジオメディカルセンターから出される排気、排水に含まれる放射能濃度
- イ 大気に含まれる環境放射能の測定（ラジオメディカルセンター入り口付近の空間線量率とラジオメディカルセンター周辺9地点、鶴飼地区1地点の空間積算線量）
- ウ 環境試料別の放射能濃度測定（ラジオメディカルセンター周辺と鶴飼地区から採取した土壌、河底土、牧草、玄米、河川水、水道水、牛乳の7種類、合計24検体）

（3）評価と今後の取り組み

これらの測定結果について、同委員会で検討評価を行ったところ、全て検出限界値未満でした。測定を開始した昭和63年度以降の結果と同様に、自然環境への影響はなかったとの結論に達しています。

今後も、同委員会において策定された環境放射能測定基本計画に基づき、測定を実施し検討評価を行っていきます。

【参考】公益社団法人日本アイソトープ協会ホームページ

<https://www.jrias.or.jp>

5-8-3 P R T R法に基づく届出状況に関する情報収集と公開（環境課）

（1）事業内容、指標等

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、又は廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかについて、P R T R制度（化学物質排出移動量届出制度）に基づいて把握します。

この届出制度は、有害性のある化学物質について、大気、水、土壌などの環境中に排出した量又は廃棄物などとして処理するために事業所の外へ移動させた量を事業者自らが把握し、及び報告する制度で、事業者が化学物質の自主的な管理を促すとともに、環境保全上の支障を未然に防止する有効な手段となっています。

(2) 実施状況

市独自のP R T R制度事務はありませんが、県では、P R T R法に基づいてP R T R制度事務を継続的に行っています。

ア 届出対象物質（第一種指定化学物質）

462物質（うち特定第一種指定化学物質 15物質）

イ 対象業務

製造業など24業種

(3) 評価及び今後の取り組み

県では、引き続き届出対象物質の把握に努めるとともに、この届出対象物質の排出量が多い事業所を把握し、必要に応じて個別に排出量を削減し、又は改善するよう指導及び助言を行うこととしています。

県ホームページで届出制度等を確認することができます。

【参考】県ホームページ「P R T Rインフォメーション」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/hozen/kagakubusshitsu/1005911.html>

～ メモ ～

●P R T R法とは

平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」のことです。

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、又は廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みなどが規定されています。

5-8-4 清掃センター関連施設調査

1 焼却施設及び最終処分場水質等調査（滝沢・雫石環境組合）

ごみ焼却施設等の運営にあたり、施設敷地内や周辺に対する公害など環境への影響を未然に防止するために、各種調査を行うものです。

(1) 事業内容及び指標等

① 焼却施設大気調査

清掃センター1号炉、2号炉それぞれについて、排ガス等のダイオキシン類測定とばい煙測定を実施します。

② 最終処分場水質調査

最終処分場関連の水質検査として、原水と放流水、放流先河川、地下水の水質検査を実施します。

(2) 実施状況

① 焼却施設大気調査

清掃センター1号炉、2号炉それぞれについて、排ガス等のダイオキシン類測定を年1回、ばい煙測定を年2回実施しました。

【排ガス中のダイオキシン類測定結果】

		H29		H30	
		1号炉	2号炉	1号炉	2号炉
排ガス (ng-TEQ/m ³)	測定値	0.0014	0.0017	0.00015	0.00090
	法基準値	1			
	公害防止協定値	0.1			
飛灰 (ng-TEQ/g-dry)	測定値	0.77	0.75	0.71	0.79
	法基準値	3			
	公害防止協定値	協定には含まれていません			

【ばい煙測定結果（平成30年度実施分）】

			1号炉		2号炉		
			1回目	2回目	1回目	2回目	
ばいじん(ガス濃度) (g/m ³ N)			測定値	0.001	0.001	0.005	0.003
			法基準値	0.08			
			公害防止協定値	0.02			
硫黄 酸化物	排出量 (m ³ N/h)	測定値	0.19	0.10	0.30	0.028	
		法基準値	74	79	78	79	
	濃度 (volppm)	測定値	18	7.9	25	2.2	
		公害防止協定値	50				
窒素酸化物濃度 (volppm)			測定値	40	35	29	7
			法基準値	250			
			公害防止協定値	100			
塩化水素 (volppm)			測定値	38	15	42	3.3
			法基準値	700			
			公害防止協定値	50			



滝沢清掃センター（ごみちゃんセンター）

【住所】 滝沢市大石渡 3 3 2 - 2

【HP】 <http://www.gomichan-center.or.jp>

②最終処分場水質調査

最終処分場内原水の水質について、43項目、年1回の調査を実施しました。

最終処分場からの放流水について7項目年12回、37項目年1回の調査を実施しました。

また、最終処分場からの放流先の上流・下流の水質について、8項目年1回の調査を実施、最終処分場の上流側、下流側の地下水について、2項目年12回、28項目年1回の調査を実施しました。

【清掃センター最終処分場の放流水調査結果（平成30年度実施分）】

	pH	SS (mg/L)	COD (mg/L)	BOD (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)	窒素 (mg/L)	リン (mg/L)
基準値	5.8～8.6	60	90	60	3000	120	16
4月	7.4	1	6.5	0.5	30未満	2.80	0.05未満
5月	7.8	1未満	1.1	1.2	30未満	3.00	0.05未満
6月	7.1	1未満	5.9	1.5	30未満	6.90	0.05未満
7月	7.1	1未満	2.4	0.5未満	30未満	3.20	0.05未満
8月	7.1	1未満	4.5	0.8	30未満	3.60	0.05未満
9月	7.0	1未満	4.2	0.5未満	30未満	7.00	0.05未満
10月	7.2	1	8.0	0.8	30未満	9.50	0.05未満
11月	7.3	1未満	2.1	0.7	30未満	5.1	0.05未満
12月	7.3	1未満	3.2	0.5	30未満	3.6	0.05未満
1月	7.4	2	2.5	0.7	30未満	2.80	0.09
2月	7.3	2	3.4	1.9	30未満	2.2	0.05未満
3月	7.2	8	3.9	0.7	30未満	6.7	0.27

※注：pH=水素イオン濃度、SS=浮遊物質、COD=化学的酸素要求量、BOD=生物化学的酸素要求量

(3) 評価と今後の取り組み

①焼却施設大気調査

調査の結果、周辺環境への影響が基準値以下であることが確認されました。今後も環境への影響を未然に防止するために継続して調査を実施していきます。

②最終処分場水質調査

調査の結果、周辺環境への影響が基準値以下であることが確認されました。今後とも環境への影響を未然に防止するために継続して調査を実施していきます。

2 旧最終処分場水質等調査（環境課） **休止事業****（1）事業内容及び指標等**

平成19年度に使用を終了した後、平成21年9月には廃止基準を満たしたため、最終処分場の役目を終えている施設です。

現在は、掘削制限はあるものの水質基準などの規制はなく、周辺環境の確認のために、平成27年度まで地下水等を採取し水質調査を実施していましたが、これまで周辺環境に影響を及ぼすような数値は検出されず安定していることから、平成28年度より調査を休止しています。

（2）実施状況

平成28年度以降、調査を休止しています。周辺状況の変化については、目視では確認できず、また、住民からの相談等もありませんでした。

（3）評価と今後の取り組み

引き続き、目視による周辺状況の監視を継続するとともに、必要と判断した場合、ダイオキシン類濃度調査を検討します。

6-1 環境教育・学習の推進

6-1-1 環境学習の推進

1 総合学習の活用（学校教育指導課）

（1）事業内容及び指標等

各学校では、理科、社会、家庭科、技術・家庭科等、すべての教育活動を通じて環境教育に取り組んでいます。特に、小学校の「総合的な学習の時間」においては、環境教育に係る地域や各学校の特色を生かした体験的な学習を推進しているところです。

（2）実施状況

「総合的な学習の時間」を活用し、各学校で地域の外部講師等を招き、環境教育・環境学習の取り組みを子どもたちが自主的に行いました。

市が予算面で支援した主な活動は次の通りです。

【「総合的な学習の時間」のうち市が予算面で支援した主な活動】

	学校名	活動内容
1	篠木小学校	伝統芸能学習（田植え踊り）、米作り（苗見学、田植え、稲刈り、脱穀）、昔のくらしを学ぼう（曲がり屋見学学習）、田村神社を知ろう、越前堰を見に行こう
2	滝沢小学校	米米大作戦（田植え、稲刈り、脱穀、餅つき）、伝統さんさを引き継ごう
3	滝沢第二小学校	伝統芸能学習（滝沢さんさ）、からまつ文庫読み聞かせ、滝沢山車まつりについて
4	鶉飼小学校	りんご博士になろう（花摘、摘果、袋かけ、袋取り、収穫）、米博士になろう（田植え、稲の観察、稲刈り、収穫祭）、伝統芸能学習（さんさ踊り）
5	一本木小学校	そば作り（種まき、そば刈り、脱穀、そば打ち）
6	姥屋敷小学校	サツマイモ苗植え、そば作り（種植え、収穫）
7	柳沢小学校	米作り（田植え、稲刈り、脱穀）、そば作り（種まき、刈取り、そばの実はずし、そば打ち）、星空観察会、ドリームマップ作り
8	滝沢東小学校	環境問題を考える、育てよう大豆、未来を見つめて（TAGさんの似顔絵教室）、表現しよう伝統芸能（川前神楽）

(3) 評価と今後の取り組み

環境教育については、理科、社会、家庭科、技術・家庭科等、すべての学校で教育課程に位置付けて取り組んでいます。行政としては各学校の環境教育充実のために「総合的な学習の時間推進事業」を継続して支援していきます。



一本木小 そば作り



滝沢東小 環境問題を考える

2 出前講座（生涯学習スポーツ課）

(1) 事業内容及び指標等

滝沢市役所職員が講師となる滝沢市ふれあいまちづくり出前講座で市長部局と教育委員会が連携強化した全庁規模による生涯学習・スポーツ推進施策に関する学びの支援に取り組みました。

平成30年度の出前講座メニューは44講座あり、その内環境学習に関するメニューは5講座で、環境学習の推進に役立てています。環境学習のメニューを継続して用意すること及び環境学習に関する出前講座メニューの利用を促進することが目標となっています。

(2) 実施状況

平成30年度は、環境学習に関する出前講座を1講座実施しました。

- ・10月11日（木）「上水道の歴史と仕組み」

【環境学習に関する出前講座の実績】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
出前講座（件）	3	4	2	4	1	1	1
受講者数（人）	120	73	50	80	15	25	30

【平成30年度における環境学習に関する出前講座メニュー】

講座名	内容
美しい景観形成のために	美しい景観形成のための取り組みについて、いっしょに考えてみませんか。
下水道の仕組み	台所やお風呂・トイレからの生活排水を処理することや、排水設備工事の仕組みについて説明します。 (ご希望により、都南浄化センター施設見学など)
浄化槽ってなんだろう？	「浄化槽」を設置するとトイレを水洗化することができます。この「浄化槽」の仕組みや、補助金制度について説明します。
上水道の歴史と仕組み	水道水を作る実験を交えながら、市の水道の現状と今後についてお話します。
ウォンテッド！外来のいきもの	社会問題となっている外来生物。地域の在来生物を脅かす、恐ろしい存在です。滝沢にも、たくさんの外来生物が入ってきています。日頃見慣れたあの植物が実は！あの動物がまさか！この講座をきっかけに、環境をあらためて見つめ直してみませんか。

(3) 評価と今後の取り組み

環境に関する講座の実施は、平成27年度は4件でしたが、平成28年度から30年度は各年1件と減少しています。平成27年度に2件実施された「滝沢浄水場 施設見学～市の水の仕組みを知ろう」が、メニューから無くなったことが減少の主な理由と考えられますが、今後、既存の環境学習講座の周知を図るとともに、関係課と連携しながら市民ニーズに対応したメニュー作成に努めます。



3 地域課題解決講座（生涯学習スポーツ課）

（1）事業内容及び指標等

地域課題や教育課題を解決できる「人・つながり・地域づくり」の促進を目指した学びの支援に取り組みました。

（2）実施状況

安比高原ブナの森ファミリー探検（ファミリー対象）とサイエンス&ネイチャー教室（少年少女対象）を通じた環境学習を行いました。

①安比高原ブナの森ファミリー探検（ファミリー対象）

参加者：市内小学校児童と家族 21人

実施日：平成30年6月3日（日）

場 所：八幡平市安比高原ブナの森



②サイエンス教室「つくろう！地球にやさしいソーラーカー」

参加者：市内小学校児童 20人

実施日：平成30年6月30日（土）

場 所：滝沢市IPU第2イノベーションセンター



③ネイチャー教室「木工クラフト&火起こしおやつづくり」

参加者：市内小学校児童 17人

実施日：平成30年8月7日（火）

場 所：盛岡大学キャンパス内

**（3）評価と今後の取り組み**

自然の営みの不思議さと素晴らしさ、環境保全や太陽光発電などへの理解を深める機会を提供することができました。

今後も、令和元年7月より施行された「第1次滝沢市生涯学習推進計画後期基本計画学びプランたきざわ」に基づいた地域課題解決講座の充実を通じた地域課題や教育課題を解決できる「人・つながり・地域づくり」を促進します。

4 たきざわ環境パートナー会議の活動（環境課）**（1）事業内容及び指標等**

滝沢市環境基本条例第33条第1項の規定により設置された市民等組織として、市の良好な環境の保全及び創造のため、具体的な環境保全活動の企画、実践、支援及び普及活動のほか、市と協働して環境基本計画及び年次報告書の進行状況の点検及び評価等を行います。

（2）実施状況

複数のプロジェクトを継続して行いました。また、環境年次報告書の点検及び評価等を市と協働して行いました。

◎総会

たきざわ環境パートナー会議総会を開催し、平成30年度事業報告及び平成31年度事業計画の審議、決定を行いました。

◎進行管理委員会

進行管理委員会を2回開催し、平成29年度環境年次報告書について評価等を行いました。

◎広報編集委員会

広報たきざわを活用し、たきざわ環境パートナー会議の各プロジェクトのイベント周知等のPRを行いました。

◎全体事業（木賊川遊水地調査）

たきざわ環境パートナー会議は、岩手県立大学と「地域協働研究に係る協定書」を締結し、継続して木賊川遊水地における調査を協働で行いました。観察調査、環境整備及びオオハンゴンソウ等駆除活動を年度当初の計画通り19回実施し、延べ342人が参加しました。



（サクラソウの移植作業）



（盛岡市城西中学校総合文化部との作業）

◎その他各プロジェクト

①ホタル探検隊プロジェクト

ホタルの調査、学習会及び観察会の活動回数を6地区で延べ11回実施しました。また、木賊川遊水地調査プロジェクトに参加し、遊水地内でゲンジボタル及びヘイケボタルの飛翔を確認しました。



回覧

ホタル観察会

～ 夏の風物詩 楽しみながら
ホタルを守り育てていきたいと思います ～
ホタル探検隊員が ご案内いたします

【日 時】平成30年6月29日(金) 30日(土)
19:30～20:30 ※ 小雨決行

【場 所】滝沢市大崎 地内（裏面給地園のとおり）

【定 員】同日とも100人（定員になりましたら締切ります。）

【申込み】TEL.656-6510
滝沢市役所環境課内 たきざわ環境パートナー会議事務局 まで。
お電話またはFAX（裏面参照）で申し込みください。

【締 切】平成30年6月22日(金)

- 同日とも 19:30までに集合。
- 虫取りのため長袖・長ズボンの着用をお願いします。
- 暑い場所での移動となりますので、帽子・眼鏡をお願いします。
- ワンダフル履き物は必須ですので、スリッパ・長靴等をお願いいたします。
- 虫取りの機会を、所定時間終了後、お願いします。
- 観察場所での虫取りは制限されます。
- 虫取り終了後、たきざわのクランシユは禁止。所定の場所まで帰ってください。
- 観察場所での虫取りはスプレーなどの殺虫剤の使用は禁止。観察場所に入る前に使用して下さい。
- 小学生以下のお子さんには、必ず保護者が同席いたします。

主催：たきざわ環境パートナー会議 ホタル探検隊プロジェクト
共催：滝沢市
後援：滝沢市教育委員会

平成30年6月29日・30日 大崎地区ホタル観察会

②リユース食器でゴミ減量大作戦！プロジェクト

滝祭2018（滝沢市産業まつり）等で食品出展者等へリユース食器の貸出し及び洗浄・再利用を行い、来場者へリユース食器の使用によるごみの減量化を呼びかけました。なお、このプロジェクトでは、スタッフとして多くの大学生の協力がありました。リユースの取り組みが若い世代にも広がることを期待しています。



平成30年8月25日・26日 滝祭2018（滝沢市産業まつり）

③いきもの探偵隊プロジェクト

今年度も引き続き岩手県立大学と協働して、特定外来植物（オオハンゴンソウ、アレチウリ）の分布調査を行いました。また、木賊川遊水地調査活動プロジェクトと合同でキッズいきもの観察会を開催し、昆虫や水辺の生き物のほか、外来植物の観察を行いました。



平成30年8月4日 キッズいきもの観察会

◎環境フォーラムでの活動報告

平成30年度滝沢市環境フォーラムでは、木賊川遊水地調査プロジェクトの活動報告を行いました。

(3) 評価と今後の取り組み

複数のプロジェクトを継続して行ったほか、活動内容の周知及び環境施策実施状況の点検・評価を行いました。今後も市内の良好な環境の保全及び創造に向けて活動を継続し、普及活動に努めていきます。

【参考】滝沢市環境年次報告書

http://www.city.takizawa.iwate.jp/kankyo_plan

5 環境フォーラム（環境課）

(1) 事業内容及び指標等

環境問題に関する情報を市民と共有するとともに、環境保全活動に関する情報提供を行い、市民の環境意識の高揚を図るため、環境フォーラムを平成30年12月1日に開催しました。

(2) 実施状況

「ごみを減らすためにできること」をテーマに食品ロスに関する映画上映、使用済み小型家電回収、衣類回収コーナー等のブースを設けたほか、ごみ減量ネットワーク代表北井弘氏より「家庭からはじめるごみ減量」の基調講演を行いました。

また、環境保全等に関する取組として、環境美化絵画コンクール及び優良ごみ集積所の表彰並びに環境美化絵画コンクール入賞者作品及び優良ごみ集積所写真の展示を行ったほか、たきざわ環境パートナー会議から木賊川遊水地活動報告を行いました。



各種回収ブース



木賊川遊水地活動報告

(3) 評価と今後の取り組み

環境フォーラムには、市民128人の参加がありました。今後も多くの市民の環境に関する学習及び啓発の場として環境フォーラムを開催し、環境美化、環境保全等に関する表彰、展示等を通じて環境に関する様々な情報を提供できるように内容についても工夫を重ねていきます。

6-2 協働による環境保全活動の推進

6-2-1 活動団体の支援

1 地域づくり懇談会（地域づくり推進課）

（１）事業内容及び指標等

市民が主体となって地域づくりを進めるために策定した、第1次滝沢市総合計画基本計画地域別計画に基づき、地域の方が企画立案した事業を推進することを目的に、各地域づくり懇談会が行う環境関連活動への支援（補助金交付、会議出席・助言、事業参加）を行いました。

（２）実施状況

7地域で、9事業が実施されました。すべての事業が継続事業として実施されています。

【地域づくり懇談会実施事業】

地域名	事業名・内容
大釜	八幡館山歴史史跡環境整備事業（平成20年度からの継続事業） ・中世の遺跡である八幡館山の草刈等の環境整備
篠木	田村神社周辺の水路敷き環境整備事業（平成17年度からの継続事業） ・草刈等の環境整備
大沢	せせらぎ水路整備事業（平成18年度からの継続事業） ・草刈等の清掃事業
鵜飼	チャグチャグ馬コ行進路アヤメ植栽事業（平成18年度からの継続事業） ・植栽したアヤメの管理 ・道路美化事業
	諸葛川河川敷桜並木環境美化事業（平成15年度からの継続事業） ・桜の枝剪定、チップ化による再利用
東部	植物での安らぎ地域づくり推進事業（平成16年度からの継続事業） ・市のシンボルフラワーであるヤマユリの植栽
柳沢	自然環境の創造事業（平成16年度からの継続事業） ・岩手山麓の環境整備
	景観形成市民協定づくり（平成16年度からの継続事業） ・柳沢の景観を守るため市民、企業などに働きかけ景観形成市民協定の締結
一本木	通学路環境整備事業（平成17年度からの継続事業） ・一本木地区の通学路の草刈等を行い環境美化と児童生徒の安全を確保

(3) 評価と今後の取り組み

市としては、事業実施にあたり助言をしたり、直接事業に参加したりして、各地域づくり懇談会の活動を支援することができました。各地域では、市からの支援の有無に関わらず環境整備の活動を続けており、その意識の高さが活動の周知につながっています。今後は、市民が今まで以上に主体的に進める地域づくりを支援していきます。

～ メモ ～

●アドプト活動とは？

アドプトが「養子縁組をする」という趣旨から、地域の団体等が道路や河川などのごみの清掃や植栽等をボランティアで行い、道路や河川など公共空間をわが子のように面倒をみていく活動です。

1985年頃、米国のテキサス州交通局において、ハイウェイのゴミ清掃に市民グループや企業が参加した活動が始まりとされています。日本では1998年から導入が始まりました。

2 たきざわ環境パートナー会議の活動への支援（環境課）

(1) 事業内容及び指標等

たきざわ環境パートナー会議の活動が市民等の環境保全へのきっかけづくりとなり、活動の輪が広がるよう必要な支援を行います。

(2) 実施状況

たきざわ環境パートナー会議事務局（環境課）では、総会の運営、各プロジェクト活動の広報紙掲載に係る調整、環境年次報告書の評価に係る運営及び調整等について継続して支援しました。また、各プロジェクト活動に市民がより多く参加できるよう、たきざわ環境パートナー会議と市民をつなぐ連絡調整を行ったほか、各プロジェクト活動の当日スタッフとして活動を支援しました。

(3) 評価と今後の取り組み

事務局運営、関係団体との調整及び活動の周知を図り、環境保全に向けた各プロジェクト活動に多くの市民等が参加するきっかけづくりの支援を行いました。今後は、活動の輪が広がるよう、引き続き、活動の周知及び継続に向けた支援のほか、関係団体との調整及び人的支援を行います。

別添資料 1

環境課に寄せられた相談数

※現地確認したものを集計

情報分類	H26	H27	H28	H29	H30
【ごみ焼却・煙・悪臭】：ごみ焼却等の煙	3	4	1	1	8
【ごみ焼却・煙・悪臭】：事業による悪臭（工場等）		2		2	1
【ごみ焼却・煙・悪臭】：事業による悪臭（工場等）他			2		
【ごみ焼却・煙・悪臭】：事業による悪臭（農業関係）	1		2		2
【ごみ焼却・煙・悪臭】：その他	13	4	4	5	9
計	17	10	9	8	20
【害虫】：ハチ	4	7	5	8	4
【害虫】：ハチ 他					
【害虫】：毛虫・アメリカシロヒトリ	6	2		1	
【害虫】：その他	2	1	2	1	1
計	12	10	7	10	5
【犬猫・動物】：犬の苦情（飼い主特定）	12	7	4	6	7
【犬猫・動物】：犬の苦情（飼い主不特定）	4	4	3		5
【犬猫・動物】：猫の苦情（飼い猫）		1	5	1	
【犬猫・動物】：猫の苦情（野良猫）	3	8	3	7	4
【犬猫・動物】：その他	11	3	3	2	4
計	30	23	18	16	20
【草木・土地財産管理】：雑草・木の枝	48	44	38	32	40
【草木・土地財産管理】：廃材等野積み・不法投棄	1	4	2	4	
【草木・土地財産管理】：その他	4	5	3	1	7
計	53	53	43	37	47
【騒音・振動】：工事関係				2	4
【騒音・振動】：事業所等騒音	2	1	3		4
【騒音・振動】：振動					1
【騒音・振動】：道路騒音（高速道）					
【騒音・振動】：道路騒音（一般道）	1	1	1		1
【騒音・振動】：その他	1	2	5		1
計	4	4	9	2	11
【電磁波・低周波】：電磁波・電磁界	2				
計	2	0	0	0	0
【排水・水質汚濁・土壌汚染】：事業所の排水		1			3
【排水・水質汚濁・土壌汚染】：生活排水	2	1	1	1	
【排水・水質汚濁・土壌汚染】：油流出事故	14	6	3	4	11
【排水・水質汚濁・土壌汚染】：その他	1	1	1	3	1
計	17	9	5	8	15
【その他】：RMC関係					
【その他】：し尿汲取り・処理関係		1	1		
【その他】：ごみ収集等	1	1		4	3
【その他】：墓地関係	1	1		6	6
【その他】：その他	3	4	2	5	3
計	5	7	3	15	12
合 計	140	116	94	96	130

別添資料 2

空家に関する対応状況

平成27年度に自治会の協力を得て空家調査を実施し、平成28年3月、同年12月に空家所有者へ一斉通知をしました。

平成29年度は、自治会より情報提供のあった空家に加えて、これまで個別に苦情又は相談のあった空家を対象として一斉現地調査を実施し、その中から問題のあった空家へ一斉通知を行いました。

平成30年度以降は、前年度の現地調査結果及び個別の苦情又は相談を元に、適正に管理されていないと思われる空き家を中心に現地調査を行い、問題があると判断した空家に対して通知を行います。

(単位：戸)

地域	問題なし	問題あり	内 訳			
			建物の危険	衛生面	景観面	生活環境
南部（大釜、篠木、大沢）	31	10	3	0	6	1
西部（姥屋敷、柳沢）	3	5	0	2	2	1
中央部（鶉飼）	40	8	4	1	3	0
中央部（元村）	62	6	1	2	2	1
東部（巣子、川前）	43	17	9	3	3	2
北部（一本木）	9	3	1	1	1	0
合 計	188	49	18	9	17	5

1 経緯

平成27年 5月27日 空家等対策の推進に関する特別措置法施行

平成27年 7月30日 自治会へ空家アンケートの実施依頼

平成27年10月～ 空家調査実施

平成28年 3月11日 問題のあった137戸のうち所有者が確認できた63戸の所有者へ通知を送付

平成28年12月6～7日 空家現地調査実施(前回の一斉通知で所有者へ送付できなかった空家を対象)

平成28年12月22日 所有者の所在が不明で通知できなかったものの中から21件を対象に通知を送付

平成29年8月下旬～9月上旬 空家現地調査実施(平成27年実施の自治会アンケートより回答のあった空家に過去に個別相談のあった空家を対象)

平成29年10月31日 調査の結果、問題のあった64戸の空家のうち所有者等が確認できた62戸の所有者へ通知を送付(うち2戸は緊急性が高いため、先に通知)

平成30年11月22日 調査の結果、問題のあった49戸の空家のうち所有者等が確認できた49戸の所有者へ通知を送付

2 今後の対応

市内の空き家が適切に管理されるよう、現地調査及び一斉通知を継続して実施します。